

日時

2023年6月23日 (金) 午前10時
(受付開始 午前9時予定)

場所

東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
イイノホール (飯野ビルディング4階)




目次

株主の皆さまへ	2	事業報告	33
招集ご通知	3	連結計算書類等	51
(ご参考)議決権行使のご案内	5	計算書類等	55
株主総会参考書類	9		

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役の報酬限度額の改定の件
- 第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等に係る報酬改定の件

企業理念

～ グローバルに信頼される  ～
海運業を主軸とする
物流企業として、
人々の豊かな暮らしに
貢献します。

ビジョン

全てのステークホルダーから
信頼されるパートナーとして、
グローバル社会のインフラを
支えることで持続的成長と
企業価値向上を目指します。

大事にする価値観

- ◆ お客様を第一に考えた安全で最適なサービスの提供
- ◆ たゆまない課題解決への姿勢
- ◆ 専門性を追求した川崎汽船ならではの価値の提供
- ◆ 変革への飽くなきチャレンジ
- ◆ 地球環境と持続可能な社会への貢献
- ◆ 多様な価値観の受容による人間性の尊重と公正な事業活動

金額の記載については、億円単位で表示しているものは億円未満を、百万円単位で表示しているものは百万円未満を切り捨てて表示しています。また、外貨建ての場合は単位未満を切り捨てて表示しています。

株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。当社第155期定時株主総会を開催いたしますので、ここにご通知申し上げます。

当期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）は、新型コロナウイルス感染症の収束により世界各地でサプライチェーンの正常化が進む一方、ロシアのウクライナ侵攻長期化や米中対立の懸念拡大などの新たなリスクが、資源価格の高騰をはじめ、世界経済に影響を及ぼしましたが、当社では自営事業が着実に利益を積み上げ、コンテナ船事業も上期を中心に高位の市況が継続したことで、親会社株主に帰属する当期純損益は6,949億円と2年連続で過去最高益を更新することができました。

当期を初年度とする5か年の中期経営計画もしっかりと進捗しています。海運業を主軸として事業領域を定め、「成長を牽引する役割」を担う3事業に経営資源を集中させることで自営事業の柱として堅調に収益を高めています。自社及び社会の低炭素・脱炭素化への貢献と収益成長を両立させ、顧客とのパートナーシップを通じて成長機会を追求し、エネルギーミックス転換に呼応した新たな輸送需要にも対応しています。投資には、好況の時は抑制的に、市況が悪い時には戦略的に臨み、投資規律を保つことで市況耐性の一層の強化も図っていきます。資本政策においては、過去最大となる約895億円の自己株式の取得と消却を実施するとともに、配当は通期で前期比2倍となる1株当たり400円（株式分割後基準で中間配当100円、期末配当300円）を予定するなど、最適資本構成を常に意識し、キャッシュアロケーションを踏まえた株主還元策を進めています。

2023年度は、引き続き中期経営計画を着実に推進することにより持続的な成長と企業価値の向上を図り、株主価値の一層の向上に繋げていく所存ですので、更なるご支援ご鞭撻を賜りますよう、何卒、よろしくお願い申し上げます。



代表取締役社長 明珍 幸一

招集ご通知

株 主 各 位

(証券コード：9107)
2023年6月2日

神戸市中央区海岸通8番
川崎汽船株式会社
代表取締役社長 明 珍 幸 一

第155期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、第155期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、5頁の「議決権行使のご案内」に従って、**2023年6月22日（木曜日）午後5時**までにインターネット等又は書面（郵送）により事前に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



当社ウェブサイト ▶ <https://www.kline.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）及び三井住友信託銀行のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下からご確認ください。



東京証券取引所ウェブサイト
(東証上場会社情報サービス) ▶ <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「川崎汽船」又は「コード」に当社証券コード「9107」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



株主総会ポータル[®]
(三井住友信託銀行) ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、上記URLにアクセスしID・パスワードをご入力ください。

敬 具

記

1	日 時	2023年6月23日(金曜日) 午前10時(受付開始 午前9時予定)
2	場 所	東京都千代田区内幸町二丁目1番1号 イイノホール(飯野ビルディング4階) (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3	目的事項	報告事項 第155期(自2022年4月1日至2023年3月31日)事業報告、計算書類及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役9名選任の件 第3号議案 監査役3名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 第5号議案 取締役の報酬限度額の改定の件 第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等に係る報酬枠改定の件

以上

- 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面を合わせてお送りいたしますが、当該書面には、法令及び当社定款第19条の規定に基づき、次の事項を記載しておりません。

「主要な事業内容」「主要な借入先」「会社の新株予約権に関する事項」「会計監査人の状況」「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、当該書面のほか、上記事項等は監査役が監査報告を、上記事項等のうち連結計算書類及び計算書類に係るものは会計監査人が会計監査報告を、それぞれ作成するに際して監査をした書類です。

- 電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、上記の電子提供措置をとっているインターネット上の各ウェブサイトにおいて、修正した旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 書面により議決権を行使された場合の議決権行使において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱いたします。
- 書面による議決権の行使とインターネット等による議決権の行使とにより重複して議決権を行使された場合は、後に到達したものを有効といたしますが、同一の日に到達した場合は、インターネット等による議決権の行使を有効なものとしたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。
- 本総会当日の様子は、当日ライブ配信するとともに、前記の当社ウェブサイトにおいて後日動画配信予定です。

インターネット等による議決権行使のご案内

スマートフォン等による議決権行使方法

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使[®]」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトにアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトに遷移できます。

- ※ インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ※ インターネット等と書面の両方で議決権行使をされた場合は、後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネット等と書面が同日に到着した場合は、インターネット等を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

本サイトでの議決権行使に関する
パソコン等の操作方法がご不明な場合は、
こちらにお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00～21:00)



ぜひQ&Aもご確認ください。

- ※ 機関投資家の皆さまにおかれましては、本総会につき、株式会社ICの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。

ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータル <https://www.soukai-portal.net>



「議決権行使へ」をクリック！

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。
<https://www.web54.net>

3

画面上の注意事項にご同意いただき、
「視聴する」ボタンをクリックし、ご利用ください。

<ライブ配信ご視聴にあたっての注意事項>

- ライブ配信をご視聴される株主様は、当日会場にご出席いただく場合と異なり、当日の決議にご参加いただくことができません。郵送又はインターネット等により事前の議決権行使をお願い申し上げます(5頁～6頁をご参照ください)。また同様に、当日の審議の際にご質問及びご意見を承ることができませんのでご注意ください。
- ご使用のパソコン及びインターネットの接続環境並びに回線の状況等により、ご視聴いただけない場合があります。
- ご視聴いただく場合の通信料金等は株主様のご負担となります。
- 撮影、録画、録音、保存はご遠慮ください。
- 株主ID及びパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。
- ご出席される株主様のプライバシーに配慮いたしまして、中継の映像は議長席及び役員席付近のみとさせていただきます。

事前質問の受付について

株主様から事前にご質問をお受けいたします。専用ウェブサイトにごログインいただき、画面の案内に従ってカテゴリの選択と事前ご質問の入力をお願いいたします。

- (1) 受付期間：2023年6月13日（火）午後5時まで
- (2) ご留意事項

株主様からいただきましたご質問のうち、株主様のご関心が高いご質問につきましては、株主総会当日に回答させていただく予定です。株主総会当日に回答できなかったご質問は、株主総会終了後に当社ウェブサイトにて回答させていただきます。なお、いただいたご質問すべてについて回答することをお約束するものではありませんので、あらかじめご了承ください。

ご不明な点がございましたら、以下の窓口へお問い合わせください。



ライブ配信に
関する
お問い合わせ先

株主番号及びパスワードについて

三井住友信託銀行株式会社
バーチャル株主総会サポート 専用ダイヤル

0120-782-041

受付時間：午前9時～午後5時
(土日休日を除く)

ライブ配信の視聴について

株式会社ブイキューブ

03-4335-8083

受付日時：6月23日（株主総会当日）
午前9時～株主総会終了まで

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆さまへの利益還元を最大化することを経営の重要課題と位置づけ、最適資本構成を常に意識し、資本効率と財務の健全性を確保したうえで、業績動向、企業価値向上に必要な投資等を総合的に勘案して機動的に株主還元を行うことで、中長期的な株主利益の向上を図ることを基本方針としています。当期の期末配当につきましては、株主の皆さまへの利益還元、企業価値向上のための施策等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1

配当財産の種類

金銭といたします。

2

配当財産の割当に関する
事項及びその総額

当社普通株式1株につき300円

総額 74,593,154,100円

3

剰余金の配当が
効力を生ずる日

2023年6月26日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者 番号	氏名	当社における地位、担当	2022年度 取締役会 出席状況	専門性							
				企業経営 経営戦略	法務・ リスクマネ ジメント	財務・ 会計	人事・ 労務	安全・ 品質	環境・ 技術	グローバル	営業・ マーケ ティング
1	みょうちん 明珍 幸一 再任	代表取締役社長、 社長執行役員 (CEO)	100%	○	○		○	○	○	○	○
2	あさの 浅野 敦男 再任	代表取締役、 副社長執行役員 (社長補佐、ドライバルク 事業ユニット統括、 バルクキャリア担当)	100%	○			○	○	○	○	○
3	とりやま 鳥山 幸夫 再任	代表取締役、 専務執行役員 (CFOユニット（経営 企画・調査・財務・ 会計・税務）統括、 CFO（チーフファイナ ンシャルオフィサー）)	100%	○	○	○	○	○		○	
4	はりがい 針谷 かず彦 再任	代表取締役、 専務執行役員 (エネルギー資源輸送 事業ユニット統括)	100%	○				○	○	○	○
5	やまだ 山田 啓二 再任 独立社外	取締役、 筆頭社外取締役 報酬諮問委員会委員長	100%		○		○	○	○	○	
6	うちだ 内田 龍平 再任 社外	取締役	100%	○		○				○	
7	しが 志賀 越江 再任 独立社外	取締役 指名諮問委員会委員長	100%		○		○			○	
8	こたか 小高 功嗣 新任 独立社外	—	—		○	○				○	
9	まき 牧 寛之 新任 独立社外	—	—	○		○	○		○	○	○

株主総会参考書類



1
候補者番号

みょう ちん ゆき かず
明 珍 幸 一

(1961年3月27日生)

再任

■ 所有する当社の株式の数 45,400株 ■ 取締役会への出席状況 100%(19回/19回) ■ 取締役在任年数 7年

- 当社における地位、担当
代表取締役社長
社長執行役員
(CEO)
- 2011年4月 当社執行役員
2016年4月 当社常務執行役員
2016年6月 当社取締役、常務執行役員
2018年4月 当社代表取締役、専務執行役員
2019年4月 当社代表取締役社長、
社長執行役員(現職)
- 略歴
1984年4月 当社入社
2010年1月 当社コンテナ船事業グループ長

■ 取締役候補者とした理由

明珍幸一氏は、2019年4月に当社代表取締役社長(チーフエグゼクティブオフィサー)に就任しました。同氏は、2020年初からの新型コロナウイルス感染症拡大により事業環境が不透明ななかで経営計画を策定・遂行し、2021年3月期以降、大幅な業績改善を果たしました。同氏が培ってきた幅広い知見と経験に裏打ちされたリーダーシップは、現中期経営計画を推進し、コーポレート・ガバナンス体制を強化して中長期的な企業価値の向上を図るうえで必要不可欠であることから、取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。



2
候補者番号

あさ の あつ お
浅 野 敦 男

(1961年2月7日生)

再任

■ 所有する当社の株式の数 46,200株 ■ 取締役会への出席状況 100%(19回/19回) ■ 取締役在任年数 5年

- 当社における地位、担当
代表取締役
副社長執行役員
(社長補佐、ドライバルク事業ユニット統括、
バルクキャリア担当)
- 2010年4月 当社執行役員、鉄鋼原料グループ長委嘱
2012年4月 当社執行役員
2014年4月 当社常務執行役員
2018年4月 当社専務執行役員
2018年6月 当社取締役、専務執行役員
2019年4月 当社代表取締役、専務執行役員
2020年6月 当社代表取締役、
副社長執行役員(現職)
- 略歴
1983年4月 当社入社
2009年10月 当社鉄鋼原料グループ長

■ 取締役候補者とした理由

浅野敦男氏は、主に当社のドライバルク部門における業務実績と当社取締役としての豊富な経営経験を有しており、現在は社長補佐を務めるとともに、ドライバルク事業ユニット統括、バルクキャリア担当執行役員として経営戦略を適切に遂行しております。その豊富な経験と実績は、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に寄与するものと判断するため、取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。



3 とりやま ゆき お
鳥山 幸夫

候補者番号

(1959年11月10日生)

再任

■ 所有する当社の株式の数 **38,400株** ■ 取締役会への出席状況 **100%**(19回/19回) ■ 取締役在任年数 **4年**

- **当社における地位、担当**
- | | | |
|--------------------------------------------------------|----------|----------------------|
| 代表取締役 | 2010年 4月 | 当社港湾事業グループ長 |
| 専務執行役員 | 2011年 4月 | 当社執行役員、経理グループ長委嘱 |
| (CFOユニット (経営企画・調査・財務・会計・税務) 統括、CFO (チーフフィナンシャルオフィサー)) | 2011年 6月 | 当社取締役、執行役員、経理グループ長委嘱 |
| | 2012年 4月 | 当社取締役、執行役員 |
| | 2014年 4月 | 当社取締役、常務執行役員 |
| | 2016年 6月 | 当社常務執行役員 |
| | 2019年 4月 | 当社専務執行役員 |
| | 2019年 6月 | 当社代表取締役、専務執行役員 (現職) |
- **略歴**
- 1983年 4月 当社入社

■ **取締役候補者とした理由**

鳥山幸夫氏は、主に当社の管理部門全般における業務実績と当社取締役としての豊富な経営経験を有しており、現在はCFOユニット統括執行役員として経営企画・調査・財務・会計・税務の各部門を取りまとめ、チーフフィナンシャルオフィサーとして経営戦略を適切に遂行しております。同氏の営業部門を含めた幅広い業務に係る経験と実績は、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に寄与すると判断するため、取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。



4 はり がい かず ひこ
針谷 雄彦

候補者番号

(1960年7月7日生)

再任

■ 所有する当社の株式の数 **47,100株** ■ 取締役会への出席状況 **100%**(19回/19回) ■ 取締役在任年数 **4年**

- **当社における地位、担当**
- | | | |
|---------------------|----------|------------------------|
| 代表取締役 | 2011年 4月 | 当社執行役員、電力炭・製紙原料グループ長委嘱 |
| 専務執行役員 | 2012年 4月 | 当社執行役員 |
| (エネルギー資源輸送事業ユニット統括) | 2013年 4月 | 当社常務執行役員 |
| | 2019年 4月 | 当社専務執行役員 |
| | 2019年 6月 | 当社取締役、専務執行役員 |
| | 2020年 6月 | 当社代表取締役、専務執行役員 (現職) |
- **略歴**
- 1983年 4月 当社入社
 2006年 6月 当社電力炭・製紙原料グループ長

■ **取締役候補者とした理由**

針谷雄彦氏は、主に当社のエネルギー資源輸送部門における業務実績と当社取締役としての豊富な経営経験を有し、なかでも電力炭輸送分野において幅広い人脈と知見を持つ当社の第一人者であり、現在はエネルギー資源輸送事業ユニット統括執行役員として経営戦略を適切に遂行しております。同氏の経営経験と実績は、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に寄与するものと判断するため、取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。



5
候補者番号

やま だ けい じ
山 田 啓 二

(1954年4月5日生)

再任
独立・社外

■ 所有する当社の株式の数 **200株** ■ 取締役会への出席状況 **100%**(19回/19回) ■ 社外取締役
在任年数 **4年**

- **当社における地位、担当**
取締役、筆頭社外取締役
報酬諮問委員会委員長
- 1992年7月 内閣法制局参事官
1997年7月 国土庁（現国土交通省）土地局土地情報課長
- **重要な兼職の状況**
学校法人京都産業大学理事、
京都産業大学学長特別補佐、同大学法学部法政策学科教授、
株式会社堀場製作所社外監査役、
株式会社トーセ社外取締役
- 1999年8月 京都府総務部長
2001年6月 京都府副知事
2002年4月 京都府知事（2018年4月退任）
2011年4月 全国知事会会長（同上）
2018年4月 京都産業大学学長補佐、同大学法学部法政策学科教授
- **略歴**
- 2019年6月 当社社外取締役（現職）
2020年3月 株式会社堀場製作所社外監査役（現職）
2020年4月 京都産業大学学長特別補佐、同大学法学部法政策学科教授
- 1977年4月 自治省（現総務省）入省
1982年7月 国税庁天草税務署長
1983年7月 和歌山県総務部地方課長
1985年9月 国際観光振興会総務部職員サンフランシスコ
観光宣伝事務所次長
- 2020年11月 株式会社トーセ社外取締役（現職）
2021年4月 学校法人京都産業大学理事、
京都産業大学学長特別補佐、同大学法学部法政策学科教授（現職）
- 1989年4月 高知県総務部財政課長
1992年1月 自治省行政局行政課理事官

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

山田啓二氏は、旧自治省をはじめとした諸省庁及び地方自治体において要職を歴任した後、京都府知事を4期16年務めた経験を有しており、2019年6月から当社社外取締役として選任されています。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関与した経験はありませんが、長年にわたり行政の長として培ってきた幅広い経験・人脈と高い見識が当社グループの経営に生かされています。取締役会では筆頭社外取締役を務め、積極的な発言や、報酬諮問委員会委員長及び指名諮問委員会委員としての活動を通じて業務執行に対する監督等の役割を適切に果たしていることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。選任後は引き続き上記の役割を果たしていただくことを期待しております。なお、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

同氏は、当社の定める独立性に関する基準を満たしていることから、当社は同氏を当社が上場している東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しており、本年同氏が再任された場合には、引き続き独立役員として指定する予定です。



6
候補者番号

うち だ りゅう へい
内 田 龍 平

(1977年10月6日生)

再任

社外

■ 所有する当社の株式の数

0株

■ 取締役会への出席状況 100%(19回/19回)

■ 社外取締役
在任年数

4年

■ 当社における地位、担当
取締役

■ 重要な兼職の状況

Effissimo Capital Management Pte Ltd ディレクター

■ 略歴

2002年4月 三菱商事株式会社入社
2009年12月 株式会社産業革新機構入社 投資事業
グループ ヴァイス・プレジデント
2012年12月 Effissimo Capital Management Pte
Ltd入社 ディレクター (現職)
2019年6月 当社社外取締役 (現職)

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

内田龍平氏は、三菱商事株式会社で主に国内外非上場企業への投資サポートに従事し、その後、株式会社産業革新機構で主に海外非上場企業への投資及び国内非上場企業の事業立ち上げを担当するとともに英国企業及びチリ企業の社外取締役を兼務しました。現在は当社の株主であるEffissimo Capital Management Pte Ltdのディレクターとして主に国内上場企業への投資管理を行っております。同氏は2019年6月から当社社外取締役として選任されており、企業価値向上の取組みに関する豊富な経験と高い見識が当社の経営に生かされています。当社株主の視点から取締役として積極的に発言し、当社の経営及び業務遂行の監督を行っていただくことは、一般株主の利益にもつながり、当社グループのコーポレート・ガバナンス向上に貢献するものと判断することから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。選任後は引き続き上記の役割を適切に果たしていただくことを期待しております。なお、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

同氏は、会社法上の社外取締役の要件は満たしておりますが、当社の独立性判断基準における株主要件に抵触すると判断するため、非独立社外取締役として提案いたします。



7
候補者番号

し が え
志 賀 こそ江

(1948年11月23日生)

再任

独立・社外

■ 所有する当社の株式の数 **3,200株**

■ 取締役会への出席状況 **100%**(19回/19回)

■ 社外取締役
在任年数 **3年**

■ 当社における地位、担当
取締役
指名諮問委員会委員長

1999年 8月 志賀法律事務所開設
2005年 10月 白石綜合法律事務所パートナー
(2018年12月退任)

■ 重要な兼職の状況
岡綜合法律事務所所属弁護士

2010年 6月 株式会社新生銀行（現株式会社SBI新生銀行）社外監査役（2018年6月退任）
2015年 6月 リコーリース株式会社社外取締役
(2020年6月退任)

■ 略歴
1967年11月 日本航空株式会社入社
1993年 4月 検事任官
1998年 4月 第一東京弁護士会登録

2016年 6月 当社社外監査役（2020年6月退任）
2019年 1月 白石綜合法律事務所オフ・カウンセラー
(2022年6月退任)
2020年 6月 当社社外取締役（現職）
2022年 7月 岡綜合法律事務所所属弁護士（現職）

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

志賀こそ江氏は、弁護士としての専門的な知識・経験を有し、複数の上場企業の社外取締役、社外監査役を経て2016年6月に当社社外監査役に、また2020年6月に当社社外取締役に選任されました。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関与した経験はありませんが、取締役会における積極的な発言や、指名諮問委員会委員長及び報酬諮問委員会委員としての活動を通じて業務執行に対する監督等の役割を適切に果たすなど、豊富な経験と幅広い視点で職務を適切に遂行していることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。選任後は引き続き上記の役割を適切に果たしていただくことを期待しております。なお、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

同氏は、当社の定める独立性に関する基準を満たしていることから、当社は同氏を当社が上場している東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しており、本年同氏が再任された場合には、引き続き独立役員として指定する予定です。



8
候補者番号

こ たか こう じ
小 高 功 嗣

(1958年5月14日生)

新任
独立・社外

■ 所有する当社の株式の数	0株	■ 取締役会への出席状況	—	■ 社外取締役 在任年数	—
■ 当社における地位、担当	—	2009年11月	西村あさひ法律事務所カウンセ (2010年12月退所)		
■ 重要な兼職の状況	小高功嗣法律事務所代表弁護士	2011年1月	小高功嗣法律事務所代表弁護士 (現職)		
		2012年9月	Apollo Global Management, LLC シニア・アドバイザー (現職)		
■ 略歴		2013年6月	マネックスグループ株式会社社外取締役 (2018年6月退任)		
1987年4月	佐藤・津田法律事務所弁護士 (1988年 3月退所)	2016年2月	LINE株式会社社外取締役 (2021年2月 退任)		
1990年8月	ゴールドマン・サックス証券会社入社	2018年3月	ケネディクス株式会社社外取締役 (2021年3月退任)		
1998年11月	同社マネージング・ディレクター	2021年3月	ケネディクス株式会社経営委員会委員 (現職)		
2006年11月	同社パートナー (2008年11月退社)	2022年5月	グリーンヒル・ジャパン株式会社顧問 (現職)		

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

小高功嗣氏は、弁護士業に加え、不動産、証券、投資銀行、IT など幅広い分野の企業で取締役等を務めてきた経験を有しており、同氏の法律に関する専門知識及び特に投資分野における豊富な知見を当社の経営に生かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。選任後は当社の社外取締役として、法務・財務・会計領域での豊富な経験と投資やIRも含めた幅広い知見を生かして取締役会における発言や業務執行に関する監督等の役割を適切に果たすことを期待しております。なお、同氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

同氏は、当社の定める社外取締役の独立性に関する基準を満たしており、社外取締役として選任された場合には、当社は、同氏を当社が上場している各証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定です。

株主総会参考書類



9
候補者番号

まき
牧

ひろ
ゆき
寛
之

(1980年11月15日生)

新任

独立・社外

■ 所有する当社の株式の数	0株	■ 取締役会への出席状況	—	■ 社外取締役 在任年数	—
■ 当社における地位、担当	—				
■ 重要な兼職の状況	株式会社メルコホールディングス代表取締役社長、 株式会社バッファロー代表取締役社長、 株式会社セゾン情報システムズ社外取締役	2011年6月 2014年6月 2018年5月	株式会社メルコホールディングス取締役 同社代表取締役社長（現職） 株式会社バッファロー 代表取締役社長 （現職）		
■ 略歴	2004年8月 Melco Asset Management Limited 代表取締役（2006年10月退任） 2006年11月 Melco Asset Management Pte. Ltd. 代表取締役（2007年9月退任） 2007年10月 MAM PTE. LTD代表取締役（2014年5 月退任）	2020年5月 2020年10月 2021年5月 2022年5月 2022年6月	株式会社バッファロー・IT・ソリューションズ 代表取締役社長（2023年5月退任） メルコフィナンシャルホールディングス 株式会社代表取締役社長（2023年4月 退任） 株式会社バイオス代表取締役社長 （2022年5月退任） シマダヤ株式会社取締役（現職） 株式会社セゾン情報システムズ社外取締 役（現職）		

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

牧寛之氏は、IT 関連事業・食品事業を柱とする株式会社メルコホールディングスの代表取締役社長並びに傘下企業群の代表取締役社長及び取締役を務めており、同氏の豊富なグループ経営に関する経験及び知見を当社の経営に生かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。選任後は経営者としての豊富な経験やIT・デジタル領域での幅広い知見を生かして、取締役会における発言や業務執行に関する監督等の役割を適切に果たすことを期待しております。なお、同氏と当社の間には特別の利害関係はありません。同氏は、当社の定める社外取締役の独立性に関する基準を満たしており、社外取締役として選任された場合には、当社は、同氏を当社が上場している各証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定です。

- 注) 1. 山田啓二氏、内田龍平氏、志賀こず江氏、小高功嗣氏及び牧寛之氏は社外取締役候補者であります。
2. 当社は山田啓二氏、内田龍平氏及び志賀こず江氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しております。本議案が原案どおり承認された場合は、当該責任限定契約を継続するとともに、小高功嗣氏及び牧寛之氏との間で、同内容の契約を締結する予定であります。その契約の概要は、次のとおりです。
- 取締役（業務執行取締役等である者を除く）として職務を行うにつき、善悪でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、同法第427条第1項に基づき、金10百万円又は同法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い方を限度とする。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告の50頁に記載のとおりです。本議案が原案どおり承認された場合は、全取締役候補者が同保険の被保険者に含まれることとなります。同保険の契約期間は1年間であり、当該期間満了前に取締役会において決議のうえ更新する予定です。

<ご参考>取締役候補者の指名の方針・手続

経営計画の達成に向け、当社の取締役会は、多様なバックグラウンド・知見からの建設的な議論や監督を行うため、企業等大組織の運営経験者、海運業の営業面や技術面、ファイナンスその他の専門知識を有する者などジェンダーや国際性、職歴、年齢の面を含む多様な人材で構成するものとし、取締役及び監査役候補者を決定するに際してはかかる多様性に配慮することとしています。また、取締役会の規模については、取締役の人数は当面8～10名程度とし、3分の1以上を独立社外取締役とすることとしています。独立社外取締役全員、取締役会長及び社長執行役員で構成される指名諮問委員会が取締役会から諮問を受け、取締役候補者の指名について公正、透明かつ厳格に審議し、取締役会は指名諮問委員会の答申を尊重したうえで取締役候補者を決定することとしています。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役 荒井邦彦氏及び原澤敦美氏は任期満了により、芥川裕氏は辞任により本総会終結の時をもって退任となります。

つきましては、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりです。



1 あら い くに ひこ
候補者番号 荒 井 邦 彦

(1959年11月16日生)

再任

■ 所有する当社の株式の数 12,400株

■ 取締役会への出席状況 100%
(19回/19回)

■ 監査役会への出席状況 100%
(15回/15回)

■ 監査役在任年数 4年

■ 当社における地位
監査役

2012年7月 当社北京駐在員 (2012年12月駐在員事務所閉鎖)
KLINE (CHINA) LTD. 社長 (2019年6月退任)

■ 略歴
1982年4月 当社入社
2001年8月 "K" LINE PTE LTD Trade Management
Division General Manager

2014年1月 "K" LINE (HONG KONG) LIMITED 社長
(2019年1月退任)
2015年4月 当社常務執行役員
2019年4月 当社特任顧問
2019年6月 当社監査役 (現職)

■ 監査役候補者とした理由

荒井邦彦氏は、2019年3月に当社常務執行役員を退任するまで、主としてコンテナ船事業に従事し、チリ、シンガポール及び中国の現地法人における在勤も含め国内外の幅広い業務を経験した後、2019年6月に当社監査役に就任しました。同氏は、業務執行のモニタリングに資する広く深い業務知識並びに財務及び会計に関する相当程度の知見及び当社常勤監査役に求められる資質を有しており、当社監査役就任以来、実効的な監査を行ってきた実績を踏まえ、引き続き監査役として選任をお願いするものです。なお、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。



2 はら さわ あつ み
原 澤 敦 美
候補者番号

(1967年8月28日生)

再任

独立・社外

■ 所有する当社の株式の数 200株
■ 取締役会への出席状況 100% (19回/19回)
■ 監査役会への出席状況 100% (15回/15回)

■ 社外監査役在任年数 4年

■ 当社における地位
監査役
2014年6月 デジタルアーツ株式会社入社 (2015年3月退社)
2015年4月 山崎法律特許事務所入所 (2016年10月退所)
2016年11月 五十嵐・渡辺・江坂法律事務所パートナー (現職)
2018年4月 ローソンバンク設立準備株式会社 (現株式会社ローソン銀行) 社外監査役 (現職)
2019年6月 当社監査役 (現職)
2020年6月 リコーリース株式会社社外取締役 (現職)
2020年9月 株式会社ギックス社外監査役 (現職)

■ 重要な兼職の状況
五十嵐・渡辺・江坂法律事務所パートナー、リコーリース株式会社社外取締役、株式会社ギックス社外監査役

■ 略歴
1992年4月 日本航空株式会社入社 (2004年3月退社)
2009年12月 東京弁護士会登録
ゾンデルホフ&アイゼンゼル法律特許事務所入所 (2014年6月退所)

■ 監査役候補者とした理由

原澤敦美氏は、日本の弁護士資格を有し、法律事務所での勤務を通じて得た企業法務、労働法、知的財産をはじめとした専門的な知識・経験に加え、日本航空株式会社が在籍時には一等航空整備士資格を取得したうえで技術的な側面から同社の安全運航に貢献するなど、運輸業にかかる知識・経験も有しております。同氏は、これまでに社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関与した経験はありませんが、2019年6月に当社社外監査役に就任後、社外の独立した視点に立った実効的な監査を行ってきた実績を踏まえ、引き続き社外監査役として選任をお願いするものです。選任後は引き続き上記の役割を適切に果たしていただくことを期待しております。なお、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。同氏は一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、同氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏を当社が上場している各証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定です。



3
候補者番号

あら い
新 井

まこと
真

(1959年5月5日生)

新任

■ 所有する当社の株式の数 35,400株 ■ 取締役会への出席状況 — ■ 監査役会への出席状況 —

■ 当社における地位
特任顧問

2013年9月 当社法務グループ長
2014年4月 当社執行役員
2018年4月 当社常務執行役員
2020年6月 当社取締役、常務執行役員
2022年6月 当社常務執行役員
2023年4月 当社特任顧問（現職）

■ 略歴

1983年4月 当社入社
2010年10月 当社IR・広報グループ長
2013年7月 当社IR・広報グループ長兼法務グループ長

■ 監査役候補者とした理由

新井真氏は、2023年3月に当社常務執行役員を退任するまで、主に当社の法務・企業法務リスク・コンプライアンス・内部監査部門における業務経験を積むとともに、2020年から2年間は取締役も務め、業務執行のモニタリングに資する広く深い業務知識並びに財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。当社常勤監査役に求められる資質を持ち、実効的な監査を行えるものと判断し、監査役として選任をお願いするものです。なお、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

- 注) 1. 当社は荒井邦彦氏及び原澤敦美氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しております。当社は本議案が原案どおり承認された場合は、当該責任限定契約を継続するとともに、新井真氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。その契約の概要は、次のとおりです。
- 監査役として職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、同法第427条第1項に基づき、金10百万円又は同法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い方を限度とする。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を当該保険により填補することとしております。本議案が原案どおり承認された場合は、荒井邦彦氏及び原澤敦美氏とは継続して同保険の被保険者に含まれるとともに、新井真氏が同保険の被保険者に新たに含まれることとなります。同保険の契約期間は1年間であり、当該期間満了前に取締役会において決議のうえ更新する予定です。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

社外監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役の補欠として、補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりです。



くま くら あきこ
熊 倉 安希子

(1978年9月27日生)

独立・社外

■ 所有する当社の株式の数	0株
■ 当社における地位	—
■ 重要な兼職の状況	2007年7月 公認会計士登録（2012年8月登録抹消、2017年4月登録） 2017年4月 熊倉公認会計士事務所公認会計士（現職） 2017年5月 株式会社バンク・オブ・イノベーション 株式会社監査役（2019年12月退任） 2019年12月 同社社外取締役監査等委員（現職） 2020年9月 株式会社ギックス社外監査役（現職） 2022年5月 株式会社やる気スイッチグループホールディングス社外取締役（現職）
■ 略歴	2003年10月 有限責任あずさ監査法人入所（2012年7月退所）

■ 補欠社外監査役候補者とした理由

熊倉安希子氏は、公認会計士として会計監査及び内部監査・内部統制に関する豊富な経験を有しております。同氏は、これまでに社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関与した経験はありませんが、複数企業の社外監査役及び社外取締役監査等委員の就任経験もあることから、当社社外監査役として社外の独立した視点に立った実効的な監査を行っていただけるものと判断し、社外監査役の補欠監査役として選任をお願いするものです。なお、同氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

同氏は一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、同氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏を当社が上場している各証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定です。

- 注) 1. 熊倉安希子氏は補欠の社外監査役候補者です。
2. 熊倉安希子氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。その契約の概要は、次のとおりです。
監査役として職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、同法第427条第1項に基づき、金10百万円又は同法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い方を限度とする。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告の50頁に記載のとおりです。熊倉安希子氏が監査役に就任した場合には、同保険の被保険者に含まれることとなります。同保険の契約期間は1年間であり、当該期間満了前に取締役会において決議のうえ更新する予定です。

(第5号議案及び第6号議案について)

当社の取締役の報酬は、固定報酬（金銭）、短期業績連動報酬（金銭）及び中長期業績連動報酬（株式）により構成されています。

当社は今般、当社グループを取りまく事業環境が大きく変わったことを踏まえ、業績連動報酬の比率を高めることによって、株主の皆さまと一層の価値共有を図りつつ、持続的な成長と企業価値の向上を動機づけるよう、報酬制度の見直しを行います。

これに伴い、第5号議案で取締役の報酬限度額の、また第6号議案で取締役の業績連動型株式報酬等に係る報酬枠の見直しについて、それぞれご承認をお願いするものです。

報酬制度を一体として見直しを行うことから、第5号議案と第6号議案は相互に他方の承認可決を条件とし、一方が否決された場合は、他方も否決されたものとみなします。

第5号議案 取締役の報酬限度額の改定の件

当社の取締役の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第148期定時株主総会の決議により、年額600百万円以内とご承認いただき現在に至っております。以来当社では、この報酬額を取締役の固定報酬及び短期業績連動報酬（当該年度の業績の当初目標に対する達成度に連動した金銭報酬）の上限額として運用してきましたが、今般取締役の報酬限度額を年額800百万円以内（うち、社外取締役分111百万円以内）に改定したいと存じます。また、固定報酬及び短期業績連動報酬をこの報酬限度額の範囲内で支給する運用は、当期（第155期）の固定報酬及び短期業績連動報酬から適用させていただきたいと存じます。

当社の取締役の報酬は、引き続き当該報酬額の上限額の範囲内で、固定報酬に加えて、短期業績連動報酬を支給するものとし、固定報酬については職責に応じた業務遂行のため役位ごとに設定した月次の報酬とし、また、短期業績連動報酬については、各年度の業績に連動した報酬とします。各取締役の個別の支給額は、独立社外取締役が過半数を占める報酬諮問委員会での審議を経て、取締役会で決定いたします。

本議案は、事業報告47頁に記載の「取締役の個人別の報酬等に関する方針」において定められた個人別の報酬等に関する算定の基準、支給対象となる取締役の人数水準などに照らして必要かつ合理的な内容となっており、相当であると判断しています。

現時点において、本制度の対象となる取締役は9名（うち、社外取締役4名）であり、第2号議案のご承認が得られますと9名（うち、社外取締役5名）になります。

なお、社外取締役は、独立した立場で経営の監視・監督を担う立場のため、短期業績連動報酬の支給対象者には、社外取締役を含みません。また、使用人兼務取締役の使用人分給与は、従来どおり取締役に対する報酬額に含まれないものとしたたく存じます。

第6号議案

取締役に対する業績連動型株式報酬等に係る報酬枠改定の件

1. 提案の理由及び当該報酬等を相当とする理由

当社は、取締役（業務執行取締役に限ります。）及び執行役員（以下、「取締役等」といいます。）に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」（以下、「本制度」といいます。）を、2016年6月24日開催の第148期定時株主総会において株主の皆さまのご承認をいただき（以下、「原決議」といいます。）導入し、現在に至っております。

本制度は、取締役等の報酬と株式価値との連動性をより明確にし、当社の中長期的な業績及び企業価値の向上への貢献意識を高めることを目的としております。

今般、株式報酬比率を高めることによって、株主の皆さまとより一層の価値共有を図りつつ、持続的な成長と企業価値の向上を動機づける役員報酬制度とすべく、本制度に係る報酬枠の改定についてご承認をお願いするものであります。

本議案は、以上のような目的によるものであり、事業報告47頁に記載の「取締役の個人別の報酬等に関する方針」とも合致していることから、当社としては、相当であると判断しています。

本議案は、第5号議案としてご承認をお願いしております取締役の金銭報酬に係る報酬枠とは別枠として、ご承認をお願いするものです。

また、本制度の詳細につきましては、下記3. の枠内で、取締役会にご一任いただきたく存じます。

現時点において本制度の対象となる取締役は5名であり、第2号議案のご承認が得られますと4名となります。

2. 改定内容

当社は1対象期間（下記3.（3）において定義する4事業年度毎の期間をいいます。以下、同じです。）毎に、当社株式等（下記3.（2）において定義します。以下、同じです。）の給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の当社株式を信託（以下、本制度に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得していますが、当社が拠出する1対象期間当たりの株式取得資金及び取締役等に付与されるポイント数の合計の上限を、以下のとおり改定するものです。また、業績連動型株式報酬を新たなポイント数の合計の上限の範囲内で付与する運用は、当期（第155期）の業績連動型株式報酬から適用させていただきたいと存じます。

	改定前	改定後
1対象期間当たりの株式取得資金の上限	1,300百万円	5,200百万円
うち、取締役分	480百万円	2,400百万円
1対象期間に取締役等に付与されるポイント数の合計の上限	204万ポイント（注）	260万ポイント
うち、取締役分	74.4万ポイント	120万ポイント

(注) 原決議では、1事業年度当たり170万ポイント（うち、取締役分62万ポイント）でした。その後、当社は、現在までの間、以下のとおり、株式併合及び株式分割を行っており、これらを反映すると、1対象期間当たりに換算したポイント数は204万ポイント（うち、取締役分74.4万ポイント）に相当します。

①株式併合

併合割合：10株を1株

効力発生日：2017年10月1日

②株式分割

分割割合：1株を3株

効力発生日：2022年10月1日

3. 本制度における報酬等の額の具体的な算定方法及び内容

従前の本制度の内容を一部見直します（原決議に際しての議案及び参考情報からの主な見直し箇所は下線のとおりです。）。

(1) 本制度の対象者

本制度の対象者は、取締役（業務執行取締役に限ります。）及び執行役員とします。

(2) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に対して、取締役会が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が信託を通じて交付される業績連動型の株式報酬制度であり、取締役等が当社株式等の交付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

(3) 当社が本信託に拠出する金額の上限及び当社株式の取得方法

当社は、2017年3月末日で終了した事業年度から2020年3月末日で終了した事業年度までの4事業年度（以下、当該4事業年度の期間、及び当該4事業年度の経過後に開始する4事業年度毎の期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、当初の対象期間に関して本制度に基づく取締役等への交付を行うための株式の取得資金として、1,300百万円（うち、取締役分480百万円）の金銭を拠出し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする信託（本信託）を設定しております。本信託は、当初の対象期間に関して、上記金銭を原資として、当社株式1,344,300株（株式併合及び株式分割による影響を反映した株式数です）を取得しております。

当社は、今般、本制度を継続するとともに、当初の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、各対象期間に、上記株式の取得資金として5,200百万円（うち、取締役分2,400百万円）を上限として追加拠出を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する株式の交付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（株式については、直前の対象期間の末日における時価をもって残存株式等の金額と

株主総会参考書類

します。)と追加拠出される金銭の合計額は、本株主総会でご承認を得た上限の範囲内とします。

ご参考として、2023年5月19日の終値3,260円での取得を前提とした場合、1対象期間に関して当社が取締役等への交付を行うための株式の取得資金として拠出する資金の上限額(5,200百万円)を原資に取得する株式数は、約159万株となります。

本信託による当社株式の取得は、株式市場を通じて又は当社の自己株式を引き受ける方法によりこれを実施します。

(4) 取締役等に交付される当社株式等の具体的な内容

当社は各事業年度に株主総利回り(TSR)を含む業績指標等に基づき、取締役等の職務内容や責任を勘案して計算されるポイントを取締役等に付与します。

取締役等に付与される1対象期間当たりのポイント数の合計は、260万ポイント(当社普通株式260万株相当、うち、取締役分120万ポイント、当社普通株式120万株相当)を上限とします。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記(5)の当社株式等の交付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、株主の皆さまによる本議案の承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当又は株式併合が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。)。

(5) 取締役等に対する当社株式等の交付及び報酬等の額の具体的な算定方法

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続きを行うことにより、退任時まで付与されたポイントを累積した数に応じた当社株式について、原則として退任後に本信託から交付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、一定割合について、当社株式の交付に代えて、時価で換算した金銭の交付を受ける場合があります。なお、金銭の交付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額(ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。)を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

なお、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、株主総会決議で解任された場合、辞任した場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合、在任中に会社に損害が及ぶような不適切行為があった場合等、役員株式給付規程に定める一定の事由が生じたときは、取締役会の決定により給付を受ける権利の全部又は一部を取得できないものとします。

以上

<ご参考>

■ 社外役員の独立性判断基準

当社は、会社法の定める要件に加えて、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する具体的な基準を定めており、その内容は以下のとおりです。

次の各号に掲げる条件の全てに該当しない者を独立性ありと判断する。

- 一 最近3年間に於いて、川崎汽船グループを主要な取引先とする企業集団の業務執行者（会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ）であったことがある者。
なお、川崎汽船グループを主要な取引先とする企業集団とは、当該企業集団の過去3年間の各事業年度において、当該企業集団の連結売上高に占める川崎汽船グループへの売上高の割合が2%を超えるものをいう。
- 二 最近3年間に於いて、川崎汽船グループの主要な取引先である企業集団の業務執行者であったことがある者。
なお、川崎汽船グループの主要な取引先である企業集団とは、川崎汽船グループの過去3年間の各事業年度において、川崎汽船グループの連結売上高に占める当該企業集団への売上高の割合が2%を超えるものをいう。
- 三 最近3年間に於いて、川崎汽船グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者又はその親会社若しくは重要な子会社の業務執行者であったことがある者。
- 四 最近3年間に於いて、川崎汽船グループから役員報酬以外に年間1,000万円相当以上の金銭その他の財産を受領した者。また、最近3年間に於いて川崎汽船グループから年間1,000万円相当以上の金銭その他の財産を受領した監査法人、税理士法人、法律事務所、コンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザリー・ファームで、当該法人等の直前事業年度の総収入に占める川崎汽船グループから受領した金銭その他の財産の割合が2%を超えるものに所属していたことがある者。ただし、外形上所属していても、無報酬であるなど実質的に川崎汽船グループとの利益相反関係がない場合は、この限りではない。
- 五 当社の議決権の10%以上を所有する株主。当該株主が法人である場合には最近3年間に於いて当該株主又はその親会社若しくは子会社の業務執行者であった者。
- 六 上記各号に該当する者の配偶者又は二親等内の親族。

以上

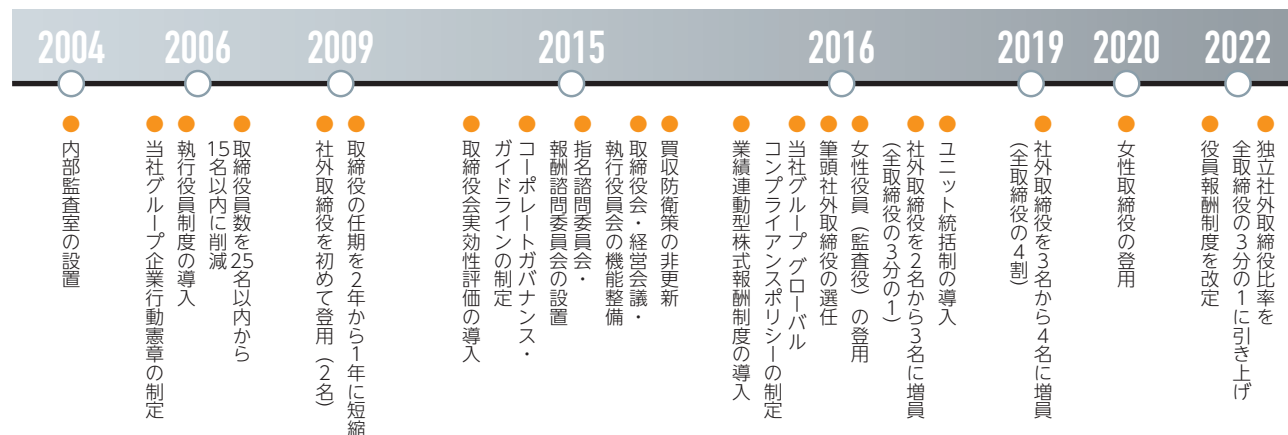
株主総会参考書類

◎ コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

企業がその社会的責任を果たし、株主等ステークホルダーの負託に応え、持続的に成長していくには、コーポレートガバナンスを確立していくことが必須です。

当社は、コーポレートガバナンス体制とリスクマネジメント体制の整備強化に取り組み、グループ全体に企業倫理を徹底しつつ、有機的かつ効果的なガバナンスの仕組みを構築し、収益・財務体質の強化と相まって企業価値を高めるよう、継続的に努力しています。

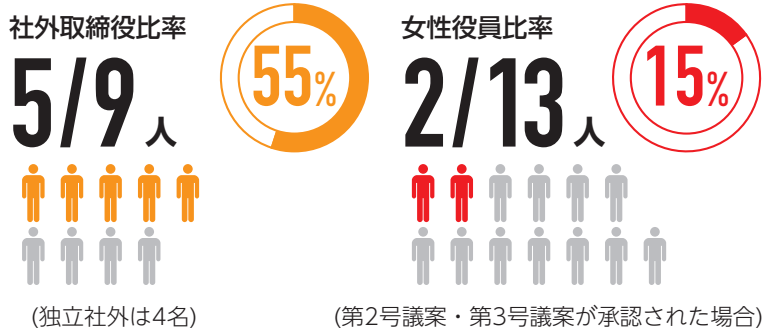
◎ コーポレートガバナンス改革



◎ 取締役会の実効性評価

当社では持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、コーポレートガバナンスが有効に機能することが必須であるとの考えから、毎年取締役会の実効性について自己評価又は独立した第三者による評価を行い、その結果を適時適切に開示しています。

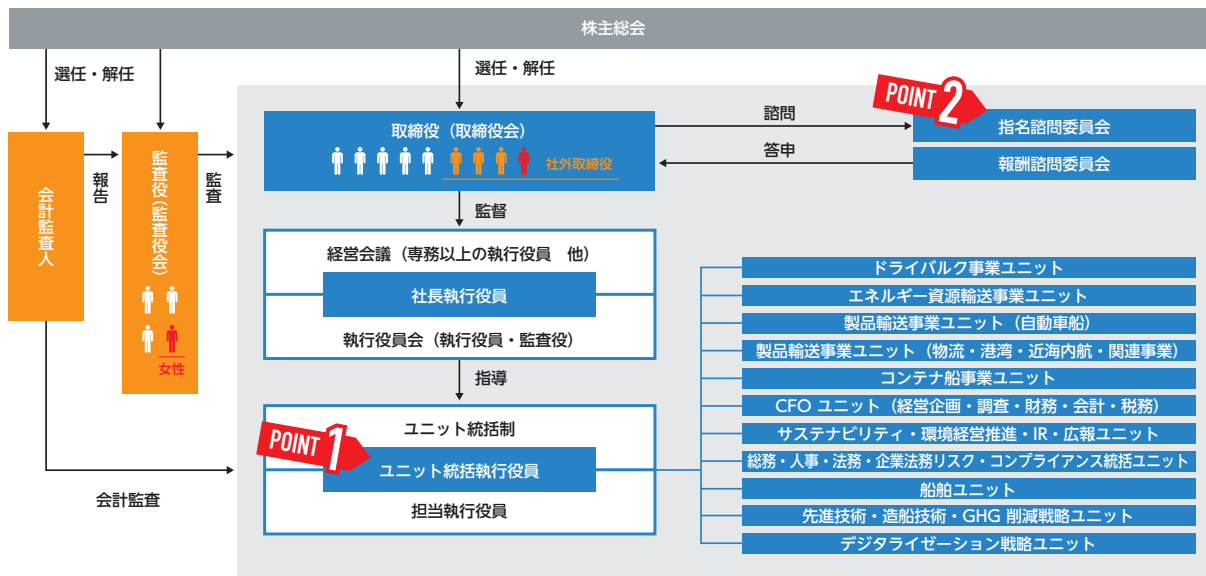
◎ 取締役会の独立性・多様性



コーポレートガバナンスの考え方の詳細、コーポレートガバナンス報告書の詳細及び取締役会の実効性評価の結果についてはこちらをご覧ください。

トップページ > サステナビリティ
> ガバナンス > コーポレートガバナンス

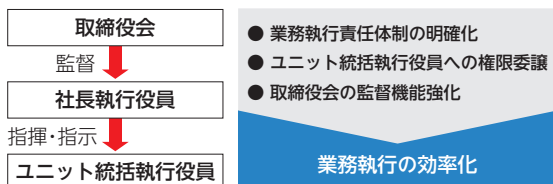
◎ コーポレートガバナンス体制図



(2023年4月1日現在)

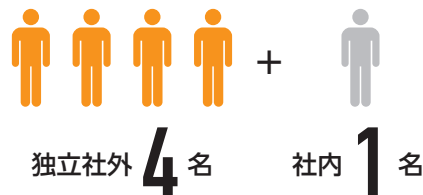
POINT 1 ユニット統括制

「コーポレートガバナンス・コード」において取締役会の主要な役割・責務として、「経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと」が求められています。当社ではこれに対応するコーポレートガバナンス体制の構築の一環として、業務執行体制のより一層の効率化、そして強化を図るために、ユニット統括制を導入しています。



POINT 2 指名諮問委員会・報酬諮問委員会

当社は取締役会の機能を高めるため任意の諮問委員会として、「指名諮問委員会」及び「報酬諮問委員会」を設置しています。いずれの諮問委員会も、独立社外取締役全員と取締役会長（現在欠員）及び社長執行役員で構成され、委員長は独立社外取締役の委員の互選により選出されています。



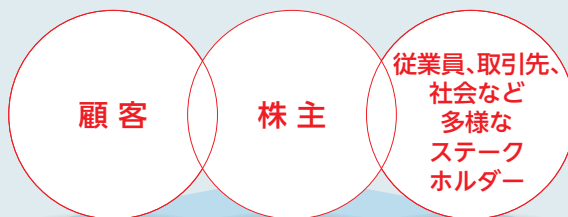
(第2号議案が承認された場合)

○ 2022年度中期経営計画について(2022～2026年度)

2022年度中期経営計画の概要

当社グループは、2022年度中期経営計画において、低炭素・脱炭素化への貢献と収益成長機会の取り込みを両立させ、成長ドライバーとする戦略を策定しました。その具現化に向けたカギを握るのが、成長の牽引役となる三つの事業に対して経営資源を集中的に配分するポートフォリオマネジメントです。併せて、事業戦略の推進を支える強固

な事業基盤の構築にも取り組みます。また、当社グループの重要な事業部門であるコンテナ船事業については、株主としてOcean Network Express (ONE) の持続的な成長と発展を引き続き支援します。その上で、最適資本構成と資本効率を意識したキャッシュアロケーションを実施し、株主価値の最大化を目指します。



さらなる成長と企業価値向上

自営事業

- ▶ 低炭素・脱炭素需要の取り込み
- ▶ ポートフォリオ戦略
- ▶ 経営資源の鉄鋼原料・LNG船・自動車船への重点配分

経営管理の高度化

コンテナ船事業

- ▶ 主要事業の一つ
- ▶ 株主として関与を継続していく

事業成長と最適資本政策による企業価値向上

最適資本を意識したキャッシュアロケーションにより資本効率と財務健全性を両立

 安全・品質

 環境・技術

 デジタルイノベーション推進

 人材

資本政策の進捗

キャッシュアロケーション



- 資本政策は、中期経営計画の方針に則り常に最適資本を意識したキャッシュアロケーションによって、資本効率と財務健全性を両立し、更なる企業価値の向上に努める
- 最新業績予想により、中計5か年の業績は製品物流セグメントを中心とした自営事業改善がベースとなり、2022年度期首公表比で営業CFは2,000億円超上振れ、累計で1兆2,000億円を見込む

事業投資計画



- 企業価値向上に必要な投資は、投資規律を緩めることなく、「成長を牽引する役割を担う事業」を中心として約8割を配分し、中計期間において約1,100億円増の6,300億円を計画
- 好況の際は抑制的に、市況が悪化した折には戦略的に、需要と船価動向を見ながらメリハリの効いた投資を実行してゆく方針

株主還元方針 還元実施計画



- 中計期間において予定していた下限4,000～最大5,000億円規模の株主還元累計金額の下限を1,000億円引き上げて、5,000億円以上とする
- 株主還元は2022年度までに2,500億円を実施し、残りの中計期間（2023年度から2026年度）における基礎配当を一株当たり120円とする（2023年度においては80円/株の追加配当により、200円/株の配当を予定）
- 追加株主還元として、株主還元は2022年度までに2,500億円を実施し、残りの中計期間において1,100億円規模の追加的な株主還元を予定しており、そのうち、最低500億円を2023年度に実施予定

収益目標と実績の進捗

成長を牽引する役割を担う3事業を中心として、各事業の役割に従って自営事業は順調に進捗。中計の収支目標である2026年度の経常利益1,400億円は、安定的かつ前倒しでの達成を視野に入れて取組みを継続

鉄鋼原料

ターゲット顧客との環境を起点としたパートナーシップの強化が順調に進捗

自動車船事業

中期経営計画の諸施策の実現により、事業収益力は向上

LNG輸送船事業

最大の事業規模を誇るカタルでの事業拡大に加え、成長が見込まれる新興地域での顧客基盤強化も順調に進捗



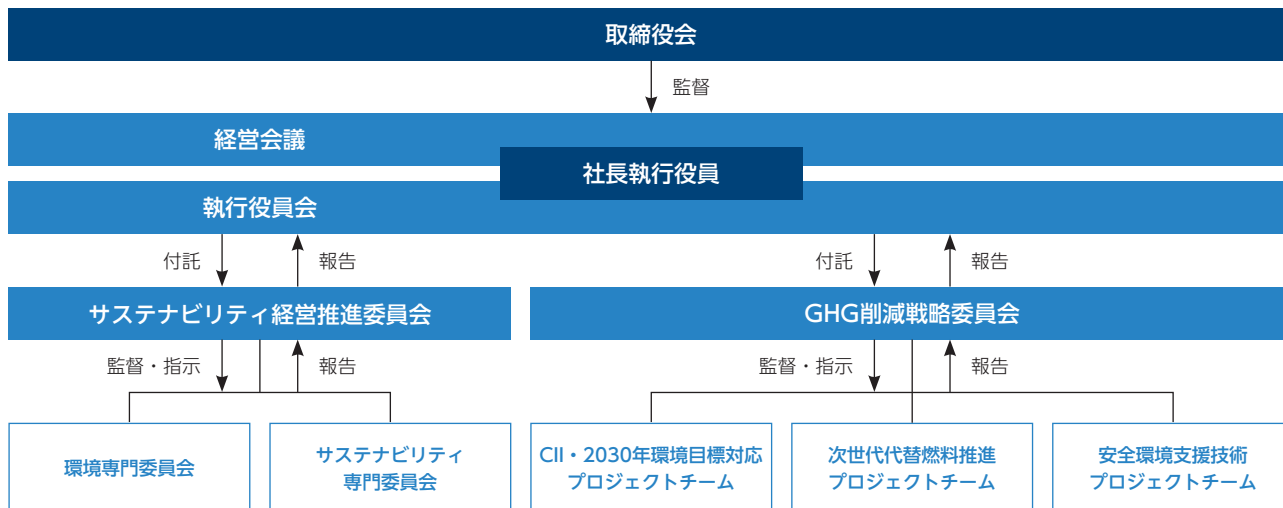
中期経営計画の詳細につきましては、こちらをご参照ください。

<https://www.kline.co.jp/ja/ir/management/strategy.html>



○ サステナビリティガバナンス

グローバルな価値観や行動の変容が加速し、低炭素・脱炭素化の必要性が高まるなかで、“K” LINEは、サステナビリティ経営を中長期的な企業価値向上の実現に向けた重要課題の一つとして捉え、取締役会において継続的に取り組んでいます。



外部からの評価

CDP
「気候変動Aリスト」に
7年連続選定



当社は、サステナビリティを中核に据えた経営を行うとともにその情報開示にも努め、世界各国の社会的責任投資（SRI）指数やESG指数の構成銘柄に選定されています。

Member of
Dow Jones
Sustainability Indices
Powered by the S&P Global CSA



2022 CONSTITUENT MSCI 日本株
気候目標指数 (WGH)



○ マテリアリティ（サステナビリティ重要課題）

当社は当期にマテリアリティを見直し、新たに5分野、12項目のマテリアリティを特定しました。

新たに特定されたマテリアリティは、当社が中期経営計画で掲げる機能戦略の4本柱である「安全・品質」「環境・技術」「デジタルイノベーション推進」「人材」と、それらの土台としての「経営基盤」の5分野に分類して整理されています。当社グループにとってのマテリアリティは、中期経営計画に基づいて企業理念やビジョンを実現するために取り組むべき重要課題と位置付けられています。

分類	社会課題解決へのアクション=マテリアリティ
経営基盤	人権の尊重
	コーポレートガバナンスの強化
	コンプライアンスの推進・強化
安全・品質	安全運航の推進
環境・技術	自社の低炭素化・脱炭素化
	社会の低炭素化・脱炭素化支援
	自社からの海洋・大気への環境影響の限りなくゼロ化
デジタルイノベーション推進	イノベーションの促進
	DX対応の強化
人材	ダイバーシティ&インクルージョンの促進
	労働環境の整備・健康経営の促進
	人材の確保・育成

サステナビリティに関する情報



サステナビリティサイト
<https://www.kline.co.jp/ja/csr.html>



"K" LINE 環境ビジョン2050
<https://www.kline.co.jp/ja/csr/environment/management.html#002>

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

〔一般概況〕

当期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)における世界経済は、中国のゼロコロナ政策解除など新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(以下、「新型コロナウイルス感染症」という。)の影響から回復しつつありますが、ロシア・ウクライナ情勢の影響によるエネルギー資源価格の上昇などによるインフレ圧力や、米中対立を中心とした世界経済の分断による影響の懸念が継続しています。

一方、国内経済は、新型コロナウイルス感染症による活動制限の緩和を背景に、緩やかな成長となりました。

海運市況は、一時的な貨物需要の落ち込みによりコンテナ市況が軟化しましたが、自動車船事業をはじめとして、ドライバルク事業、エネルギー資源輸送事業などで貨物需要が安定して推移したことにより、安定的な市況を保ちました。

このような事業環境の中、当社は2022年5月に、2022年度から5か年の中期経営計画を発表しました。

低炭素・脱炭素社会の実現に貢献する事業領域への挑戦を事業機会として成長戦略を策定し、ポートフォリオ戦略に基づき、成長の牽引役となる3つの事業に対して経営資源を集中的に配分し、また、当社グループの重要な事業部門であるコンテナ船事業については、株主として当社持分法適用関連会社であるOCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD. (以下、「ONE社」という。)の持続的な成長と発展のために支援を強化してまいります。そのうえで最適資本構成を目指し、バランスのとれた成長投資と株主還元を軸としたキャッシュアロケーションも進めてまいります。これらの取組みを通じて、環境負荷を

軽減し、持続可能な社会の実現に向けて、企業価値を継続的に向上させることで、全てのステークホルダーに信頼され続ける会社を目指してまいります。

自当事業では構造改革の完遂による船隊適正化、効率的な運航・配船の実施継続による運航コストの削減、顧客密着の営業体制強化による中長期契約の新規獲得、グループ内事業とのシナジー創出に向けた取組み継続などにより、前期に引き続き全てのセグメントで黒字となりました。

また、ONE社の業績は、上期において市況が高水準で推移した一方、米国の金利引き上げなどによる消費の減退と季節要因が重なり、下期以降は一時的な貨物需要の落ち込みにより市況は軟化しました。

当社は、中期経営計画に則った企業価値向上へ向けた取組みによる効果及び市況・荷況などの外的要因から、自当事業を中心として収益が改善しました。また、営業・財務キャッシュフロー双方で得たキャッシュを企業価値向上に必要な事業投資に配分したうえでの、積極的な株主還元を実施しました。

以上の結果、当期の連結売上高は9,426億円(前期比1,856億円の増加)、営業利益は788億円(前期比611億円の増加)、経常利益は6,908億円(前期比333億円の増加)、親会社株主に帰属する当期純利益は6,949億円(前期比524億円の増加)となりました。

なお、当期の平均為替レートは、135.07円/US\$ (前期比23.01円/US\$の円安)、燃料油価格は、US\$769/MT* (前期比US\$218/MT高)となりました。

*MT:メトリックトン (1メトリックトンは1,000キログラム)

売上高

9,426億円

(前期比 24.5%増)

営業利益

788億円

(前期比 4.5倍)

経常利益

6,908億円

(前期比 5.1%増)

親会社株主に帰属する当期純利益

6,949億円

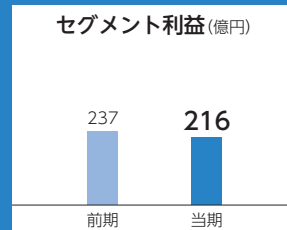
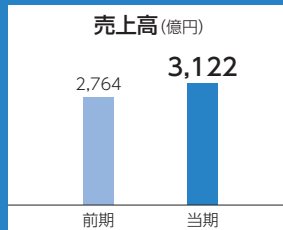
(前期比 8.2%増)

ドライバルクセグメント



売上高 **3,122** 億円
(前期比12.9%増↑)

セグメント利益 **216** 億円
(前期比9.0%減↓)



【ドライバルク事業】

大型船市況は、期首には新型コロナウイルス感染症対策に伴う港湾の混雑による滞船の影響で船腹供給が引き締まったことにより高水準で推移しました。期央から年末にかけては、こうした影響の緩和に加えて中国のゼロコロナ政策による内需減退に起因した中国向け輸送需要減少により市況は軟化しました。期末にかけては、同政策終了後の景気刺激策による鉄鋼需要回復への期待感から、市況は上昇しました。

中・小型船市況は、期首にはインド向け石炭輸送や

欧州向け鋼材輸送需要等の減少に加え、中国における滞船緩和の影響を受け軟化しました。期央から年末にかけては、中国向け穀物輸送需要増加と石炭輸送需要減少により市況は上下しましたが、年始以降は大型船同様に上昇しました。

このような状況下、ドライバルクセグメントでは、市況エクスポージャーを適切に管理すると同時に運航コストの削減及び配船効率向上に努めました。

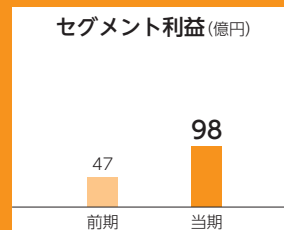
以上の結果、ドライバルクセグメント全体では、前期比で増収となるも減益となりました。

エネルギー資源セグメント



売上高 **1,002** 億円
(前期比11.7%増↑)

セグメント利益 **98** 億円
(前期比106.6%増↑)



[液化天然ガス輸送船事業・電力事業・油槽船事業・海洋事業]

LNG船、電力炭船、大型原油船、LPG船、ドリルシップ（海洋掘削船）及びFPSO（浮体式石油・ガス生産貯蔵積出設備）は中長期の傭船契約のもとで順調に稼働し、安定的に収益に貢献しました。

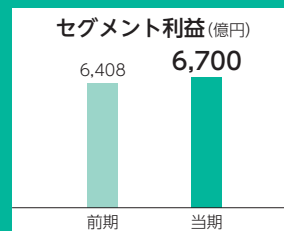
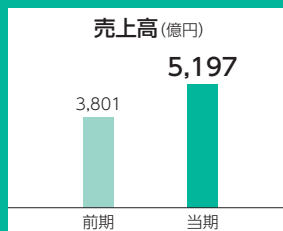
以上の結果、エネルギー資源セグメント全体では、前期比で増収増益となりました。

製品物流セグメント



売上高 **5,197** 億円
(前期比36.7%増↑)

セグメント利益 **6,700** 億円
(前期比4.6%増↑)



【自動車船事業】

世界自動車販売市場は、半導体及び自動車部品の供給不足、ロシア・ウクライナ情勢の長期化などにより、一部で生産・出荷への影響があったものの、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復基調が継続しました。また、運賃修復及び運航効率の改善に継続的に取り組みました。

【物流事業】

国内物流・港湾事業では、北米西岸向け貨物減少により国内コンテナターミナル取扱量は減少となり、前期を下回りました。曳船事業では作業数が堅調に推移しました。倉庫事業の取扱量は堅調に推移しました。国際物流事業では、フォワーディング事業において、海上及び航空貨物輸送需要の減少傾向が継続しました。完成車物流事業では、豪州向け自動車需要増加に伴い、陸送取扱台数及び保管台数が前期比で増加しました。

以上の結果、製品物流セグメント全体では、前期比で増収増益となりました。

【近海・内航事業】

近海事業では、ロシア・ウクライナ情勢により石炭輸送量は前期を下回りましたが、鋼材やバイオマス燃料需要が堅調に推移したことにより、全体的な市況は好調に推移しました。内航事業では、貨物輸送量は前期と同水準となりましたが、乗用車・旅客の輸送量は新型コロナウイルス感染症に伴う行動制限解除により回復基調が継続しました。

【コンテナ船事業】

当社持分法適用関連会社であるONE社の業績は、上半期は高水準の運賃市況により好調に推移しました。下半期はサプライチェーンの正常化による船腹供給量の回復と輸送需要の減退により短期運賃市況は下落したものの、通期では前期に引き続き好調な業績となりました。

(2)財産及び損益の状況の推移

区 分	第152期 2020年3月期	第153期 2021年3月期	第154期 2022年3月期	第155期(当期) 2023年3月期
売上高 (百万円)	735,284	625,486	756,983	942,606
経常利益 (百万円)	7,407	89,498	657,504	690,839
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	5,269	108,695	642,424	694,904
1株当たり当期純利益 (円)	18.83	388.45	2,295.85	2,571.02
総資産 (百万円)	896,081	974,608	1,574,960	2,052,616
純資産 (百万円)	200,234	316,162	984,882	1,546,679
1株当たり純資産 (円)	361.29	779.76	3,161.45	6,128.41
自己資本当期純利益率(ROE) (%)	5.1	68.1	116.5	57.9
総資産経常利益率(ROA) (%)	0.8	9.6	51.6	38.1
自己資本比率 (%)	11.3	22.4	56.2	73.8

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を第154期の期首から適用しています。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っています。

2. 2022年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を行っています。第152期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しています。

3. 各年度別の概況は次のとおりです。

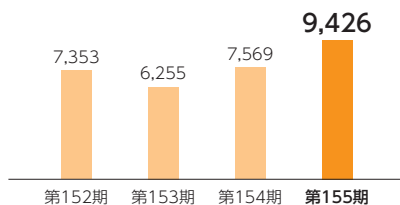
第152期：世界経済は、前年度に引き続き成長減速懸念、地政学的な不透明感などが残るなか、2020年に入り新型コロナウイルス感染症拡大の影響による消費・製造の低迷などもあり、世界各国の経済活動が大きく制限されるなど、非常に厳しい状況となりました。このような事業環境のもと、前期に行った構造改革の効果、自動車船事業の大幅な航路改編と運賃修復の取組み、安定収益事業の積み上げを強化してきたことに加え、当社持分法適用関連会社であるONE社による業績の大幅な改善などにより営業、経常及び当期の全段階での黒字を確保しました。

第153期：世界経済は、新型コロナウイルスの感染拡大とそれに伴う行動制限や外出自粛の動きを受け、リーマン・ショックを上回る戦後最大のマイナス成長となりました。当社は、コロナ禍が当社グループの事業環境に及ぼす影響を踏まえ、8月に経営計画を策定し、ドライバルク船・自動車船を中心とした船隊規模適正化や投資の厳選、流動性の確保と、海外ターミナルなどの資産売却によるダメージコントロールに注力しました。これに加えて、当社持分法適用関連会社であるONE社の業績が、旺盛な需要に対応した機動的なオペレーションによる効果と高水準で推移した運賃市況などにより、大きく改善したことも相まって、2020年代半ばの目標であった自己資本拡充を大幅に前倒しで達成しました。

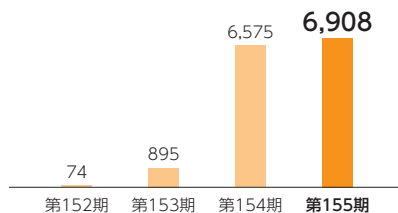
第154期：世界経済は、オミクロン株など新型コロナウイルスの感染再拡大がみられたものの、前期からの回復による反動もあり、通年では高い成長率となりました。当社は、2021年5月にローリングプランでの経営計画を発表し、自営事業4本柱の磨き上げ、アジアを中心としたグローバル展開の加速、新たな事業領域への挑戦、コンテナ船事業の競争力向上、継続的な財務基盤の拡充に取り組みました。自営事業では船隊規模適正化の継続推進、安定収益を重視した投資の厳選、徹底した配船効率追求、顧客への提案力強化を通じた収益成長などにより、全セグメントでの黒字化を達成しました。また、当社持分法適用会社であるONE社の業績は前期から引き続いて大きく改善しました。これらの改善により、自己資本拡充は2030年度の目標を前倒しで達成するとともに、不採算船処分・事業撤退の構造改革を推進しました。

第155期：前記「(1)事業の経過及びその成果」(33頁から36頁まで)に記載のとおりです。

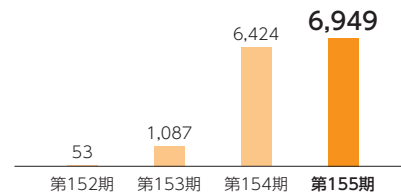
売上高 (億円)



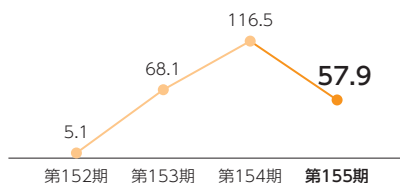
経常利益 (億円)



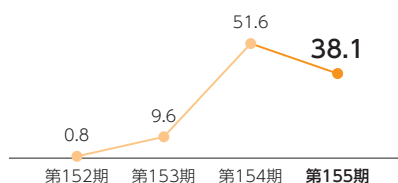
親会社株主に帰属する当期純利益 (億円)



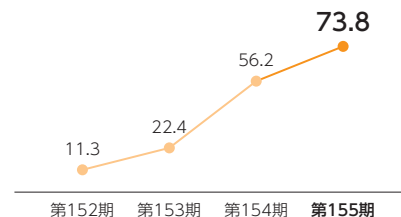
ROE (%)



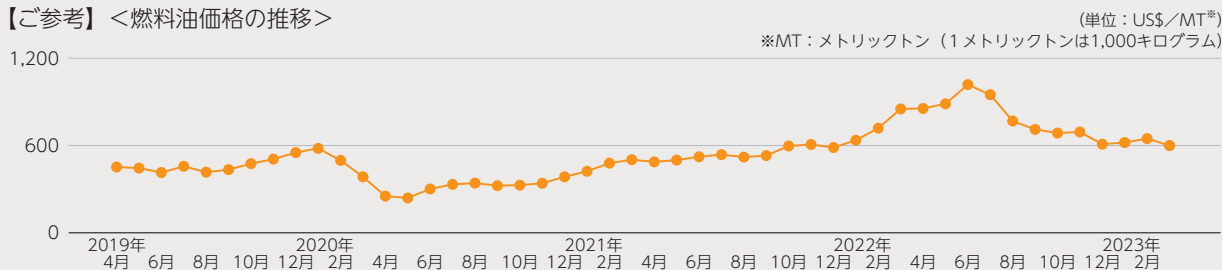
ROA (%)



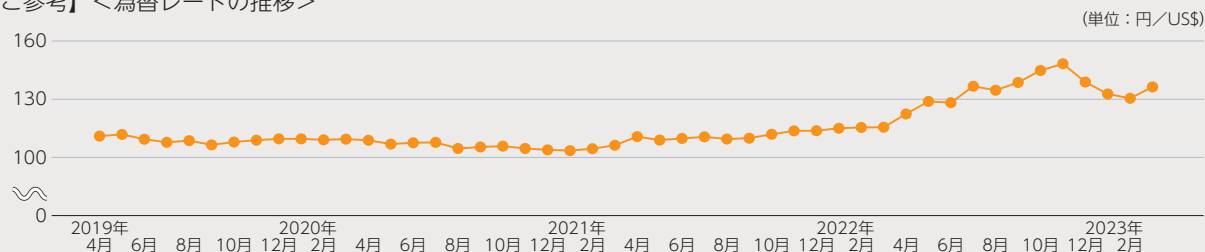
自己資本比率 (%)



【ご参考】 <燃料油価格の推移>



【ご参考】 <為替レートの推移>



(3)設備投資等の状況

当社グループでは、当期に全体で718億円の設備投資を実施しました。

ドライバルクセグメント、エネルギー資源セグメント及び製品物流セグメントにおいて、船舶建造を中心にそれぞれ44億円、324億円及び339億円の設備投資を実施しました。

一方、船舶を中心に377億円の固定資産売却を実施しました。

(4)資金調達の状況

当社グループの当期の所要資金は、自己資金及び金融機関からの借入により調達しました。

(5)対処すべき課題

2023年度も、米中対立、ロシア・ウクライナ情勢などが予断を許さず、経済デカップリングや世界経済の下押し懸念、各国のエネルギー政策動向など、引き続き不透明な事業環境が継続する見通しです。

不透明感が強い事業環境下においても、不測の事態を想定したリスク管理及び備えを強化し、短中期的には事業環境の変化に適切に対応しつつ、長期的には自社及び社会の低炭素・脱炭素化を見据えた経営を目指します。成長機会を共有できる顧客とのパートナーシップを発展させ、社会インフラの一翼を担うものとしてGHG削減、代替燃料への移行、新たな輸送需要への対応を進め、自営事業とコンテナ船の2本柱で市況耐性の高い企業として、環境対応への貢献と収益成長の両立を実現し持続的成長と企業価値の向上を図ってまいります。

【事業戦略】

当社グループは、2022年5月に公表した5か年間の

中期経営計画にて定めた、海運業を主軸とした当社グループの強みを生かしたポートフォリオ戦略に基づき、事業ごとの役割を明確化し、各事業の特性に応じたメリハリのある資源配分により事業の収益性を強化し、企業価値の更なる向上に努めます。

「成長を牽引する役割の事業」である鉄鋼原料、自動車船、LNG輸送船は、環境対応を機会として成長を実現し全社収益の柱となることを目的とし、経営資源を集中的に配分して事業成長を実現します。

「スムーズなエネルギー転換をサポートし新たな事業機会を担う役割の事業」である電力炭、大型油槽船、LPG船事業では、顧客のエネルギーミックス転換に貢献すべく、事業リスクの最小化を図りながら、新しい輸送需要に対応するための管理・運航体制をととのえ、新エネルギー輸送需要への対応を推進します。

「稼ぐ力の磨き上げで貢献する役割の事業」であるバルクキャリア、近海内航、港湾・物流事業では、市況耐性を高め、安定収益確保に努め、シナジーを追求した事業戦略を進めます。

「株主として事業を支え収益基盤を安定させる役割の事業」では、コンテナ船事業を当社の重要な事業の一つと捉え、持ち分法適用関連会社であるONE社の持続的な成長と発展のために、株主としての支援強化を目的とし、継続的な人的支援と経営ガバナンスへの関与を通じた企業価値の最大化を目指します。

「新規事業領域」では、液化CO₂輸送事業や洋上風力発電支援船事業など、グループ会社間の専門領域を磨き上げシナジーを追求し、当社グループの強みを生かせる事業領域の拡張を目指します。

【事業基盤】

事業戦略を実現するための強固な事業基盤を構築します。当社グループの提供価値の源泉である、人材・組織とそれらを支えるシステム・技術に投資することで、

当社グループならではの技術や専門性を磨き上げ、業界トップ水準の安全・環境・輸送品質と組織的な営業力を通じて顧客のニーズに合致した付加価値を提供してまいります。

【資本政策】

最適資本構成を常に意識し、企業価値向上に必要な投資及び財務の健全性を確保のうえ、適正資本を超える部分についてはキャッシュフローも踏まえて積極的に

自己株式取得を含めた株主還元を進めます。

基礎配当に加え、追加配当・自己株式取得を機動的に実施することで株主価値の向上に努めます。また、経営管理の更なる高度化を図り、事業ごとの資本コスト及びキャッシュフローを意識した経営管理の導入及び事業投資マネジメント導入によって投資規律の維持・強化を進めることで、資本効率を最適化し、企業価値の更なる向上を目指します。

(6)重要な子会社等の状況(2023年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	出資比率(%)	主要な事業内容
川崎近海汽船株式会社	2,368 百万円	100.0	海運業
ケイラインロジスティックス株式会社	600 //	95.9	航空運送代理店業
ケイラインローローバルクシップマネージメント株式会社	400 //	100.0	船舶管理業
株式会社ダイトコーポレーション	842 //	(51.0)	港湾運送業
日東物流株式会社	1,596 //	(51.0)	港湾運送業
北海運輸株式会社	60 //	80.1	港湾運送業
“K” LINE BULK SHIPPING (UK) LIMITED	3,397 万米ドル	(100.0)	海運業
“K” LINE LNG SHIPPING (UK) LIMITED	3,590 //	(100.0)	海運業
“K” LINE PTE LTD	4,114 //	100.0	海運業
OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.	300,000 //	(31.0)	海運業

- (注) 1. 出資比率欄の () 内数値は、子会社等保有の出資比率を含んでいます。
 2. 川崎近海汽船株式会社は、当社を株式交換完全親会社、川崎近海汽船株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換により、2022年6月1日付で当社の完全子会社となりました。
 3. 当社は、2022年9月にケイラインロジスティックス株式会社の株式を買い増し、出資比率は91.9%から95.9%に増加しています。
 4. 株式会社ダイトコーポレーション及び日東物流株式会社の出資比率は、当社が51%出資するKLKGホールディングス株式会社の出資によるものです。
 5. “K” LINE BULK SHIPPING (UK) LIMITED及び“K” LINE LNG SHIPPING (UK) LIMITEDの出資比率は、当社の100%出資子会社である“K” LINE HOLDING (EUROPE) LIMITEDの出資によるものです。
 6. OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.の出資比率は、当社が31.0%出資しているオーシャンネットワークエクスプレスホールディングス株式会社の出資によるものです。同社はコンテナ船事業を運営する持分法適用関連会社ですが、重要性の観点から記載しています。

事業報告

(7)主要な拠点等(2023年3月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本社	東京都千代田区内幸町二丁目1番1号 (飯野ビルディング)
本店	神戸市中央区海岸通8番 (神港ビルヂング)
名古屋支店	名古屋市中村区那古野一丁目47番1号 (名古屋国際センタービル)
関西支店	神戸市中央区海岸通8番 (神港ビルヂング)
海外駐在員事務所	台北、マニラ、デュバイ

(注)2023年3月12日付でヤンゴン駐在員事務所を閉鎖しています。

② 子会社等

会 社 名	所 在 地
川崎近海汽船株式会社	東京、釧路、札幌、苫小牧、八戸、那珂、静岡、北九州、大分
ケイラインロジスティックス株式会社	東京、名古屋、大阪
ケイラインローローバルクシップマネージメント株式会社	神戸、東京、フィリピン
株式会社ダイトーコーポレーション	東京、千葉、横浜
日東物流株式会社	神戸、東京、名古屋、大阪、倉敷
北海運輸株式会社	釧路、札幌、苫小牧、東京
"K" LINE BULK SHIPPING (UK) LIMITED	英国
"K" LINE LNG SHIPPING (UK) LIMITED	英国
"K" LINE PTE LTD	シンガポール
OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.	シンガポール

③ その他の海外主要拠点

韓国、中国、台湾、タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、ベトナム、インド、豪州、英国、ドイツ、ベルギー、米国、メキシコ、ペルー、チリ、ブラジル、南アフリカ

(8) 従業員の状況(2023年3月31日現在)

セグメントの名称	ドライバルク	エネルギー資源	製品物流	その他	全社 (共通)	合計
従業員数 (名)	170	190	3,700	443	415	4,918
前期末	160	212	3,697	680	409	5,158
前期末比増減	10	▲22	3	▲237	6	▲240

(注)「全社 (共通)」として記載している従業員は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものです。

(9) 船舶の状況(2023年3月31日現在)

セグメントの名称		ドライバルク	エネルギー資源	製品物流			合計	
船種		ドライバルク船	液化天然ガス輸送船・油槽船・電力炭船	自動車船	近海船・内航船	コンテナ船		
区分	所有	隻	50	22	31	24	11	138
		重量トン	6,119,663	2,979,104	439,338	234,374	849,856	10,622,335
	備船	隻	129	24	54	18	30	255
		重量トン	16,509,739	2,293,757	974,458	171,304	2,970,195	22,919,453
合計	隻	179	46	85	42	41	393	
	重量トン	22,629,402	5,272,861	1,413,796	405,678	3,820,051	33,541,788	

(注)所有船の隻数は共有船を含み、重量トン数は共有船の当該船舶における他社持分を含んでいます。

(10) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

当社及び連結子会社である川崎近海汽船株式会社(以下、「川崎近海汽船」という。)は、2022年6月1日を効力発生日とし、当社を株式交換完全親会社、川崎近海汽船を株式交換完全子会社とする株式交換を実施しました。

輸送に関するカルテルの可能性に関連して、海外の競争当局による調査の対象になっています。また、一部の国において当社グループを含む複数の事業者に対し本件に関する損害賠償請求訴訟が提起されています。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループは、自動車、車両系建設機械等の貨物の

2 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

(1)発行可能株式総数 600,000,000株

(注)2022年10月1日付で実施した株式分割(普通株式1株を3株に分割)に伴い、600,000,000株となっています。

(2)発行済株式の総数 250,712,389株

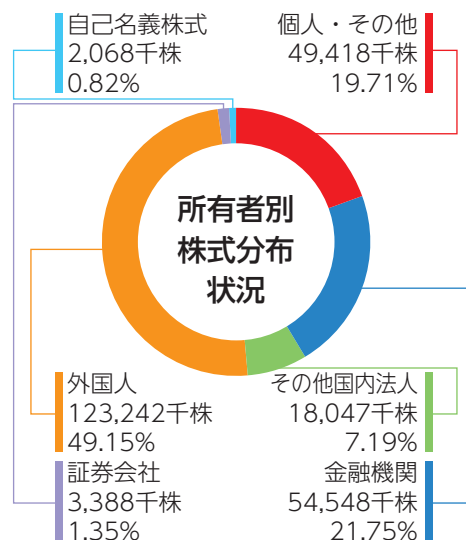
(注)2022年6月1日付で実施した川崎近海汽船株式会社を完全子会社とする株式交換による新株発行(811,234株増加)、2022年10月1日付で実施した株式分割(189,498,926株増加)、2023年3月29日付で実施した自己株式の消却(33,536,000株減少)に伴い、250,712,389株となっています。

(3)株主数 70,640名

(4)大株主(上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
イーシーエム エムエフ	32,149	12.92
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	24,296	9.77
ゴールドマン サックス インターナショナル	17,892	7.19
エムエルアイ フォー セグリゲータイツド ピービー クライアント	16,954	6.81
J.P. MORGAN SECURITIES PLC FOR AND ON BEHALF OF ITS CLIENTS JPMSP RE CLIENT ASSETS-SEGR ACCT	15,300	6.15
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	14,125	5.68
今治造船株式会社	7,062	2.84
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	5,937	2.38
株式会社みずほ銀行	4,911	1.97
損害保険ジャパン株式会社	4,405	1.77

(注)持株比率は自己株式(2,068,542株)を控除して計算しています。



(5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中の該当事項はありません。

(6)その他株式に関する重要な事項

①自己株式の取得

2022年11月4日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得しました。

- ・取得した株式の種類及び総数 当社普通株式 35,236,000 株
- ・株式の取得価額の総額 89,535,332,845円
- ・取得期間 2022 年11月8日から2023年3月24日まで

②自己株式の消却

2023年3月14日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を消却しました。

- ・消却した株式の種類及び総数 当社普通株式 33,536,000 株
- ・消却した日 2023年3月29日
- ・消却後の自己株式数 2,068,542 株

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等(2023年3月31日現在)

氏名	地 位	担当及び重要な兼職の状況
明 珍 幸 一	代表取締役社長（社長執行役員）	CEO
浅 野 敦 男	代表取締役（副社長執行役員）	社長補佐、ドライバルク事業ユニット統括、バルクキャリア、ドライバルク企画調整担当、船舶・先進技術・造船技術・GHG削減戦略ユニット統括
鳥 山 幸 夫	代表取締役（専務執行役員）	CFOユニット（経営企画・調査・サステナビリティ・環境経営推進・IR・広報、財務、会計、税務）統括、法務・企業法務リスク・コンプライアンス統括ユニット統括、CFO（チーフフィナンシャルオフィサー）
針 谷 雄 彦	代表取締役（専務執行役員）	エネルギー資源輸送事業ユニット統括
園 部 恭 也	取 締 役（専務執行役員）	製品輸送事業ユニット（自動車船、物流・港湾・近海内航・関連事業）統括
山 田 啓 二	取 締 役	報酬諮問委員会委員長、学校法人京都産業大学理事、京都産業大学学長特別補佐、同大学法学部法政策学科教授、株式会社堀場製作所社外監査役、株式会社トーセ社外取締役
内 田 龍 平	取 締 役	Effissimo Capital Management Pte Ltd ディレクター
志 賀 こず江	取 締 役	指名諮問委員会委員長、岡綜合法律事務所所属弁護士
亀 岡 剛	取 締 役	学校法人関西学院理事・評議員、株式会社J-オイルミルズ社外取締役
荒 井 邦 彦	監 査 役（常 勤）	
芥 川 裕	監 査 役（常 勤）	
原 澤 敦 美	監 査 役	五十嵐・渡辺・江坂法律事務所パートナー、リコーリース株式会社社外取締役、株式会社ギックス社外監査役
久 保 伸 介	監 査 役	共栄会計事務所代表パートナー、日本航空株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役山田啓二氏、内田龍平氏、志賀こず江氏及び亀岡剛氏は、社外取締役です。なお、当社は山田啓二氏、志賀こず江氏及び亀岡剛氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
2. 監査役原澤敦美氏及び久保伸介氏は、社外監査役です。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
3. 監査役荒井邦彦氏は、当社の現地法人における在勤も含め国内外での幅広い業務を通じて、監査役芥川裕氏は、株式会社みずほ銀行における幅広い経験及び同社執行役員として会社経営に携わった経験を通じて、監査役久保伸介氏は、日本の公認会計士資格を有し、国内外の監査法人事務所での勤務を通じて、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
4. 取締役山田啓二氏は、学校法人京都産業大学理事、京都産業大学の学長特別補佐及び法学部法政策学科教授、株式会社堀場製作所の社外監査役並びに株式会社トーセの社外取締役です。当社と各兼職先の間には特別の関係はありません。

5. 取締役内田龍平氏は、Effissimo Capital Management Pte Ltdのディレクターです。同社は当社の発行済株式総数の38.39%を保有している旨の大量保有報告書を提出しています。
6. 取締役志賀こず江氏は、岡綜合法律事務所の所属弁護士です。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。
7. 取締役亀岡剛氏は、学校法人関西学院理事・評議員、株式会社J-オイルミルズの社外取締役です。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
8. 監査役原澤敦美氏は、五十嵐・渡辺・江坂法律事務所のパートナー弁護士、リコーリース株式会社の社外取締役及び株式会社ギックスの社外監査役です。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
9. 監査役久保伸介氏は、共栄会計事務所代表パートナーです。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。また、同氏は日本航空株式会社の社外監査役です。当社の航空貨物事業において同社と取引がありますが、年間取引高は当社連結売上高の1%未満であり、かつ同社の連結売上高の1%未満です。

(2)取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬		
		月例報酬	短期業績連動 報酬(金銭)	中長期業績連動 報酬(株式)	
取締役 (社外取締役を除く)	867	258	201	407	6
社外取締役	39	39	—	—	4
合計	906	298	201	407	10
監査役 (社外監査役を除く)	60	60	—	—	2
社外監査役	20	20	—	—	2
合計	80	80	—	—	4

- (注) 1.上記には、2022年6月23日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名が含まれています。
- 2.当事業年度に係る報酬等のうち、取締役への短期業績連動報酬(金銭)201百万円は、第155期定時株主総会における第5号議案の承認を条件としており、当期末時点の社外取締役4名を除く5名に対して給付する予定です。
- 3.当事業年度に係る報酬等のうち、中長期業績連動報酬(株式)は、第155期定時株主総会における第6号議案の承認を条件としており、当事業年度に費用計上した407百万円を記載しており、当期末時点の社外取締役4名を除く5名に対して給付する予定です。
- 4.上記以外の報酬として、2021年度に係る業績連動報酬として社外取締役を除く取締役6名に対し、2022年7月に業績連動賞と159百万円の支給を行い、2022年5月に業績連動型株式報酬として103百万円分のポイント給付を決定しました。なお、業績連動型株式報酬の支給は、役員退任時に行われる予定です。

② 取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2016年6月24日開催の定時株主総会の決議において、報酬年額総額600百万円以内としたうえで、業績連動型株式報酬制度を導入し、決議した総額の枠内で、具体的な支給額の決定を取締役に一任することを決議しています。なお、当該株主総会終結時点の取締役は9名(うち社外取締役3名)です。

当社は、2016年6月24日開催の定時株主総会の決議に従い、2017年3月末日で終了する事業年度から2020年3月末日で終了する事業年度までの4事業年度(以下、当該4事業年度の期間、及び当該4事業年度の経過後に開始する4事業年度毎の期間を、それぞれ「対象期間」という。なお、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続する。)及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、当初の対象期間に関して

事業報告

本制度に基づく取締役への交付を行うための株式の取得資金として、480百万円を上限とする金銭を拠出し、受益者要件を満たす取締役を受益者とする信託を設定しています。なお、当該株主総会終結時点の取締役は9名（うち社外取締役3名）です。

監査役の報酬限度額は、2006年6月26日開催の定時株主総会において、報酬月額総額12百万円以内と決議しています。なお、当該株主総会終結時点の監査役は4名（うち社外監査役2名）です。

- ③ 取締役の個人別の報酬等に関する方針
- a. 取締役の個人別の報酬等に関する方針の決定方法
- ・ 取締役の個人別の報酬等の決定方針は、2015年11月27日開催の取締役会において制定された「川崎汽船コーポレートガバナンス・ガイドライン」第13条に基づいて決定しています。
- b. 取締役の個人別の報酬等の決定方針の内容の概要
- ・ 取締役の個人別の報酬の額は、業績を考慮し、適切な比較対象となる他社の報酬の水準にも照らし適正な額としており、業務執行取締役の報酬は、中長期的な業績やこれらの者が負う潜在的なリスクを反映させ、当該業務執行取締役の当社の持続的な成長と企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものとしています。また、社外取締役の報酬は、各社外取締役の当社の業務に関する時間と職責が反映されたものでなければならず、かつ、業績連動型の要素は含まないものとしています。
- c. 取締役会が取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると判断した理由
- ・ 取締役の報酬は、報酬諮問委員会において上記方針に則り、報酬の制度設計、報酬の水準等について審議し決議のうえ、取締役会に答申を行っています。
 - ・ 取締役会は報酬諮問委員会の答申を尊重して、株主総会の決議による報酬年額総額の範囲内において、各取締役の報酬を承認し、代表取締役社長が最終的に各取締役の支給額を決定しています。また、各取締役の業績連動報酬の額は、定時株主総会での決議の範囲内で、社内規程で定めた計算式に従い決定されています。
 - ・ 上記より、当該事業年度にかかる取締役の個人別報酬の内容が取締役の個人別の報酬等の決定方針に沿うものであると判断しています。
 - ・ なお、報酬諮問委員会は全独立社外取締役、取締役会長及び社長執行役員で構成し、委員長は独立社外取締役の委員から選出することとしています。
- ④ 取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定権限の委任に関する方針
- 取締役の個人別の報酬の内容については、プライバシー及び評価の的確性の観点から、取締役の職務執行状況を一般的に把握している代表取締役社長・社長執行役員CEOの明珍幸一が最終的に決定する旨、2022年6月23日の取締役会にて決議しています。
- 代表取締役社長が各取締役の個別の支給額を決定するに当たって、当該権限が適切に行使されるようにするために、株主総会の決議による報酬年額総額の範囲内において、報酬諮問委員会の答申及び取締役会における当該答申の承認を経ています。
- なお、当該措置を講ずることによって、客観性・透明性を担保できることから、当該権限の委任が妥当であると判断しています。
- ⑤ 業績連動報酬に係る指標、当該業績連動報酬の額の決定方法及び当該指標を選択した理由
- 当事業年度に関する業績連動報酬の指標は、2023年6月23日開催の第155期定時株主総会における第5号議案、第6号議案の承認を条件に同期末時点における取締役を対象に適用を開始することを2023年3月14日の取締役会で決議しており、以下はその決議に基づく記載としています。

a.業績連動報酬に係る指標、当該業績連動報酬の額の決定方法

・短期業績連動報酬（金銭）

短期業績連動報酬（金銭）は、主として単年度の連結業績目標の達成度に連動する方式とし、支給基準の透明性と客観性を高めています。

役員別基準額に乗ずる係数は、単年度の連結業績（経常利益総額、コンテナ船事業を除く経常利益額及び親会社株主に帰属する当期純利益）に連動する係数及び個人の貢献に応じた係数とします。連結業績に連動する係数は目標達成度に応じた所定の計算式に従って0～1.5の範囲で変動し、業績連動性は経営責任に応じて高くなります。このほか、重大な海難事故が発生した場合には、事故の程度や影響度に応じて減算を行います。

当該事業年度においては、経常利益総額、コンテナ船事業を除く経常利益額及び親会社株主に帰属する当期純利益とも大きく目標を上回る達成度となったことから、連結業績に連動する係数は最大値の1.5となりました。

・中長期業績連動報酬（株式）

中長期業績連動報酬（株式）は、株主とより一層の価値共有を図るとともに、役員の中長期的な企業価値向上を目指すインセンティブ性を強め、より効果的に機能させるため、株主総利回り（Total Shareholders Return。以下、「TSR」という。）等に連動するものとします。

TSRに基づく指標は、当社TSRとTOPIX成長率との比率（以下、「TSR比率」という。）及び当社TSRと他社TSRの順位付けを組み合わせて、役員別基準額に乗ずる係数を定めます。

役員別基準額に乗ずる係数は、TSR比率が50%以下の場合には0（最小値）、TSR比率が100%の場合には1（目標達成時）、TSR比率が150%以上の場合には1.62（最大値）、TSR比率が50%超150%未満の場合には一定の計算式により算出します。

TSRに基づく指標に加えて、ROE指標として中期経営計画の目標達成度及び他社との順位付けに基づく係数、ESG指標としてCO2の排出効率改善を評価する係数を採用しています。

当該報酬の業績連動性は、経営責任に応じて高くなる設計としています。TSR指標、ROE指標及びESG指標（CO2）の構成比率は90：5：5の設定です。

上記で算定される各係数の合計値（最小値0、最大値1.8）を役員別基準額に乗じて中長期業績連動報酬を算出し、ポイントに換算のうえで年度ごとに役員に付与し、原則として退任時に付与されたポイントを累積した数に応じた当社株式等を交付します。

当該事業年度においては、2020年度から2022年度の3年間における当社TSRとTOPIX成長率の比率が150%超のためTSR指標支給係数が1.62となったほか、ROE指標の支給係数は0.09、ESG指標の支給係数は0となったため、役員別基準額に乗じる係数は1.71となりました。

・報酬の構成比率

固定報酬（金銭）、短期業績連動報酬（金銭）及び中長期業績連動報酬（株式）の構成比率は、モデルケースにおいて以下のようになります。

業績目標を達成したケース：（改定前）100:30:10 → （改定後）100:40:65

目標達成度に応じて、短期業績連動報酬は0～1.5倍の範囲で、中長期業績連動報酬は0～1.8倍の範囲で変動し、業績連動性は経営責任に応じて高くなります。

b.当該指標を選択した理由

短期的な業績と中長期的な株主価値向上を適正なバランスで動機づけるとともに、サステナビリティの取り組みを推進するインセンティブを与えることで、企業価値の最大化を企図するものです。

事業報告

<ご参考>

■ 当事業年度に適用する報酬制度設計の概要（第155期定時株主総会 第5号議案・第6号議案の承認を条件とします）

区分	報酬の種類	報酬の性格	決定方法	報酬限度額
取締役	①月例報酬	固定報酬	役位に基づいて決定	年額800百万円以内
	②短期業績連動報酬（金銭）*	変動報酬	単年度の連結業績及び個人業績評価に連動し、ESG指標（安全）を含む	
	③中長期業績連動報酬（株式）「BBT」*		中長期の当社株主総利回りTSRに連動 TSR＝一定期間における当社株価上昇率＋一定期間における配当率（配当合計額÷当初株価）にROE指標、ESG指標（CO2排出効率改善）を加算	2021年3月期から2024年3月期までの4事業年度において ①当社から信託に拠出する株式取得資金の限度額：2,400百万円 ②取締役が付与する1事業年度当たりのポイント数の上限：120万ポイント（120万株相当）
監査役	月例報酬のみ	固定報酬	監査役の協議により決定	月額12百万円以内

*業務執行取締役に限る。

(3) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

氏名	地位	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
山田 啓二	社外取締役	当期開催の取締役会19回全てに出席しました。長年にわたり行政の長として培ってきた幅広い経験・人脈と高い見識に基づき、社外取締役としての客観的視点から適宜発言や、報酬諮問委員会委員長及び指名諮問委員会委員としての活動を通じて業務執行に対する監督等の期待された役割を果たしています。
内田 龍平	社外取締役	当期開催の取締役会19回全てに出席しました。総合商社、投資ファンド等での企業価値向上の取組みに関する豊富な経験と高い見識に基づき、社外取締役としての客観的視点から適宜発言や、当社経営及び業務遂行の適切な監督を行っていただくことで、当社グループのコーポレートガバナンス向上にも貢献するなど期待された役割を果たしています。
志賀 こず江	社外取締役	当期開催の取締役会19回全てに出席しました。弁護士としての専門的な知識・経験を有し、客観的視点から適宜発言や、報酬諮問委員会委員及び指名諮問委員会委員長としての活動を通じて業務執行に対する監督等の期待された役割を果たしています。
亀岡 剛	社外取締役	当期開催の取締役会19回中18回に出席しました。豊富な企業経営の経験と幅広い知見に基づき、社外取締役としての客観的視点から適宜発言や、報酬諮問委員会委員及び指名諮問委員としての活動を通じて業務執行に対する監督等の期待された役割を果たしています。
原澤 敦美	社外監査役	当期開催の取締役会19回全てに出席、監査役会15回全てに出席しました。弁護士としての専門的見地から適宜発言や、社外の独立した視点に立った実効的な監査を行うなど期待された役割を果たしています。
久保 伸介	社外監査役	当期開催の取締役会19回中18回に出席、監査役会15回全てに出席しました。公認会計士としての専門的見地から適宜発言や、社外の独立した視点に立った実効的な監査を行うなど期待された役割を果たしています。

(4)責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しています。これに基づき、非業務執行取締役である山田啓二氏、内田龍平氏、志賀こず江氏及び亀岡剛氏並びに全監査役との間で責任限定契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、善意でかつ重大な過失がないときは、金10百万円又は法令が定める額のいずれか高い方としています。

(5)役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員等であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしています。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、意図的に違法行為を行った場合等には填補の対象としないこととしています。

連結計算書類等

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	534,894	流動負債	185,378
現金及び預金	247,429	支払手形及び営業未払金	62,803
受取手形、営業未収金及び契約資産	107,522	短期借入金	50,691
有価証券	102,001	リース債務	13,367
原材料及び貯蔵品	38,356	未払法人税等	2,095
繰延及び前払費用	22,018	独占禁止法関連損失引当金	1,692
短期貸付金	2,293	備前契約損失引当金	9,609
その他流動資産	16,345	賞与引当金	4,489
貸倒引当金	△1,074	役員賞与引当金	523
固定資産	1,517,722	その他流動負債	40,106
有形固定資産	372,147	固定負債	320,558
船舶	319,329	長期借入金	267,313
建物及び構築物	9,709	リース債務	20,320
機械装置及び運搬具	3,129	繰延税金負債	4,044
土地	15,537	再評価に係る繰延税金負債	1,174
建設仮勘定	18,842	役員退職慰労引当金	83
その他有形固定資産	5,599	株式給付引当金	1,192
無形固定資産	3,808	特別修繕引当金	14,810
その他無形固定資産	3,808	退職給付に係る負債	6,441
投資その他の資産	1,141,765	その他固定負債	5,177
投資有価証券	1,070,227	負 債 合 計	505,937
長期貸付金	24,568	(純資産の部)	
退職給付に係る資産	1,400	株主資本	1,400,779
繰延税金資産	6,175	資本金	75,457
その他長期資産	41,323	資本剰余金	29,102
貸倒引当金	△1,930	利益剰余金	1,302,769
資 産 合 計	2,052,616	自己株式	△6,550
		その他の包括利益累計額	114,619
		その他有価証券評価差額金	6,482
		繰延ヘッジ損益	2,100
		土地再評価差額金	4,682
		為替換算調整勘定	103,353
		退職給付に係る調整累計額	△2,000
		非支配株主持分	31,280
		純 資 産 合 計	1,546,679
		負 債 純 資 産 合 計	2,052,616

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		
海運業収益及びその他の営業収益		942,606
売上原価		
海運業費用及びその他の営業費用		799,881
売上総利益		142,724
販売費及び一般管理費		63,866
営業利益		78,857
営業外収益		
受取利息	2,805	
受取配当金	2,517	
持分法による投資利益	627,759	
その他営業外収益	2,950	636,033
営業外費用		
支払利息	9,996	
為替差損	9,723	
その他営業外費用	4,332	24,052
経常利益		690,839
特別利益		
固定資産売却益	3,829	
その他特別利益	919	4,748
特別損失		
減損損失	18	
持分変動損失	614	
独占禁止法関連損失引当金繰入額	1,335	
その他特別損失	742	2,710
税金等調整前当期純利益		692,877
法人税、住民税及び事業税	3,864	
法人税等調整額	△9,982	△6,117
当期純利益		698,994
非支配株主に帰属する当期純利益		4,090
親会社株主に帰属する当期純利益		694,904

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月16日

川崎汽船株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内田	聡
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	寒河江	祐一郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小林	雅史

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、川崎汽船株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、川崎汽船株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類等

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目 (資産の部)	金額	科目 (負債の部)	金額
流動資産	465,224	流動負債	190,876
現金及び預金	194,351	海運業未払金	60,827
海運業未収金	70,072	短期借入金	78,616
契約資産	4,757	リース債務	2,488
有価証券	102,000	未払金	2,207
立替金	4,401	未払費用	736
貯蔵品	31,755	未払法人税等	172
繰延及び前払費用	24,571	前受金	1,160
代理店債権	11,350	契約負債	19,859
短期貸付金	12,521	預り金	5,867
その他流動資産	10,364	代理店債務	364
貸倒引当金	△922	独占禁止法関連損失引当金	1,692
固定資産	412,296	備船契約損失引当金	11,239
有形固定資産	65,177	債務保証損失引当金	2,134
船舶	56,360	賞与引当金	2,444
建物	864	役員賞与引当金	201
構築物	33	その他流動負債	864
機械及び装置	18	固定負債	171,279
車両及び運搬具	420	長期借入金	157,430
器具及び備品	292	リース債務	10,288
土地	4,584	退職給付引当金	618
建設仮勘定	2,399	株式給付引当金	1,192
その他有形固定資産	203	特別修繕引当金	49
無形固定資産	588	再評価に係る繰延税金負債	877
ソフトウェア	471	その他固定負債	821
その他無形固定資産	117	負債合計	362,155
投資その他の資産	346,530	(純資産の部)	
投資有価証券	19,537	株主資本	511,952
関係会社株式	207,717	資本金	75,457
出資金	609	資本剰余金	9,607
関係会社出資金	3,596	資本準備金	9,607
長期貸付金	5,349	利益剰余金	433,403
従業員長期貸付金	225	利益準備金	8,463
関係会社長期貸付金	55,527	その他利益剰余金	424,940
長期前払費用	22,121	圧縮記帳積立金	89
前払年金費用	1,500	繰越利益剰余金	424,850
繰延税金資産	5,433	自己株式	△6,515
リース投資資産	22,805	評価・換算差額等	3,412
敷金及び保証金	1,583	その他有価証券評価差額金	5,585
その他長期資産	1,503	繰延ヘッジ損益	△4,230
貸倒引当金	△979	土地再評価差額金	2,057
資産合計	877,521	純資産合計	515,365
		負債純資産合計	877,521

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
海運業収益		
運賃	583,503	
貸船料	116,338	
その他海運業収益	26,373	726,215
海運業費用		
運航費	301,466	
船費	9,466	
借船料		
借船料	306,495	
傭船契約損失引当金繰入額	11,122	
その他海運業費用	28,258	656,810
海運業利益		69,405
その他事業収益	50	
その他事業費用	62	
その他事業損失 (△)		△11
営業総利益		69,393
一般管理費		23,193
営業利益		46,199
営業外収益		
受取利息	3,000	
受取配当金	366,517	
その他営業外収益	2,043	371,560
営業外費用		
支払利息	6,751	
社債利息	30	
資金調達費用	3,587	
為替差損	9,508	
貸倒引当金繰入額	613	
債務保証損失引当金繰入額	22	
その他営業外費用	665	21,179
経常利益		396,580
特別利益		
関係会社株式売却益	159	
投資有価証券売却益	220	
関係会社清算益	716	
その他特別利益	1	1,097
特別損失		
減損損失	3	
独占禁止法関連損失引当金繰入額	1,335	
その他特別損失	330	1,669
税引前当期純利益		396,008
法人税、住民税及び事業税	△2,067	
法人税等調整額	△9,629	△11,697
当期純利益		407,706

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月16日

川崎汽船株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内田 聡

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 寒河江 祐一郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林 雅史

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、川崎汽船株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第155期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第155期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査役監査基準および監査計画等の監査の基本方針を定め、監査環境の整備を行い、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、意見交換および審議を行いました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針と監査計画等に基づき、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、執行役員及び内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等の主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び使用人並びにEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、当社グループは自動車等の貨物の輸送に関して、海外の競争当局による調査の対象になっています。監査役会としては、当社グループを挙げて競争法コンプライアンス体制強化の諸施策を推進し、再発防止の徹底に取り組んでいることを確認しております。今後ともコンプライアンス体制の強化及び企業倫理の徹底が図られるよう注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月18日

川崎汽船株式会社 監査役会

常勤監査役 荒井 邦彦 ㊟

常勤監査役 芥川 裕 ㊟

社外監査役 原澤 敦美 ㊟

社外監査役 久保 伸介 ㊟

以上

株 主 メ モ

事業年度 4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会 6月
基準日 定時株主総会・期末配当 3月31日
中間配当 9月30日
株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
及び特別口座の口座管理機関 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先) 電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)
(受付時間：午前9時～午後5時。土日休日を除く。)

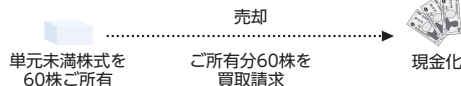
- ・未払配当金の支払いについて
株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。
- ・住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について
株主様の口座のある証券会社にお申出ください。
特別口座に記録されている単元未満株式（証券会社の口座に振替手続きがお済みでない株式）に関しては、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

単元未満株式（100株に満たない株式）の買取請求・買増請求について

100株に満たない株式は市場での売買ができません。
当社では、その株式を買い取らせていただく「買取請求制度」と、株主様が不足する株式を買い増し、単元株式（100株）とする「買増請求制度」を導入しています。

買取請求制度（株主様が売却をご希望の場合）

ご所有の単元未満株式（1株から99株）を株主様が当社に対して市場価格で買い取ることをご請求いただく制度です。



買増請求制度（株主様が購入をご希望の場合）

ご所有の単元未満株式と合わせて1単元株式（100株）となるように、株主様が当社から不足分の株式を市場価格にて買い増すことをご請求いただく制度です。



なお、買取・買増請求の場合、当社所定の手数料が必要となります。また、中間及び期末などの基準日の権利確定日前一定期間並びにその他受付停止期間が設定された場合は、買取・買増請求の受付を停止させていただきますので、あらかじめご了承ください。

株主総会会場ご案内図

会場

東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
イイノホール(飯野ビルディング4階)

交通

- ● 東京メトロ(千代田線・日比谷線)「霞ヶ関駅」 C4出口 直結
- 東京メトロ(丸ノ内線)「霞ヶ関駅」 B2出口 徒歩約5分
- 東京メトロ(銀座線)「虎ノ門駅」 9番出口・1番出口 徒歩約3分
- 都営地下鉄(三田線)「内幸町駅」 A6出口 直結 徒歩約3分
- 東急バス(東98)・● 都営バス(橋63)「経済産業省前バス停」 徒歩約1分
- 都営バス(都01)又は(渋88)「虎ノ門バス停」 徒歩約3分

※誠に恐縮ながら、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



紙の使用量を節減するため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産はとりやめとさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

